

MINUTES OF MEETINGS
ON
THE SCOPE OF WORK
FOR THE STUDY
ON DEVELOPMENT PLAN
FOR THE TELECOMMUNICATIONS AND BROADCASTING NETWORKS
IN THE PROVINCE OF MENDOZA
OF THE REPUBLIC OF ARGENTINA

The meetings were held on 20th, 21st and 24th of February, 1986 at a conference room of the Ministry, Mendoza in the Republic of Argentina, to discuss the draft of the Scope of Work for the Study on Development Plan for the Telecommunications and Broadcasting Networks in the Province of Mendoza of the Republic of Argentina.

1. Ing. Hugo Marías, Director of the Direction of Communications of the Ministry, expressed his gratitude to the members of the Japanese Preliminary Study Team (hereinafter referred to as "the Team") who were sent to Mendoza in response to the request of the Republic of Argentina.

Dr. Hiroshi Matsui, Leader of the Team, appreciated the cooperation extended to the Team by the concerned authorities of the Republic of Argentina, especially by the Government of the Province of Mendoza.

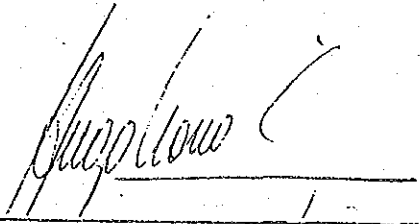
2. The Team submitted the draft of the Scope of Work to the Ministry for consideration. Discussions and exchanges of opinions were performed in a friendly atmosphere throughout the whole meetings, and both parties agreed that further studies should be conducted in more friendly manners.

3. The Ministry and the Team agreed upon the Scope of Work after the said discussions and exchanges of opinions, through which following details have been agreed upon;
- (1) Field surveys will be performed by 2 to 3 groups for telecommunications and by 1 group for broadcasting in the sampled areas. Although each group is supposed to visit more than 5 places during its survey, details of the survey shall be discussed between the Ministry and the Study Team.
 - (2) Telephone services in the rural areas are an urgent problem in the Province, and its solutions should be engineered from not only technical but also economical points of view. New telephone and non-telephone services are to be principally introduced in the urban areas.
 - (3) Broadcasting program transmission shall be taken into account among several key stations in the Province. Names and locations of such key stations will be supplied to the Study Team by the Ministry, including the latter's future plan.
 - (4) The Ministry will prepare the required necessary data and documents by the commencement of the first work in Mendoza as much as possible.
4. Discussions were performed concerning such matters as forecasting methods of demands and traffics, non-telephone services in consideration, rough estimation of telephone installations during the planning period, policies for network digitalization, technical standards for digital networks, policies for improvement of broadcasting networks, and so on. The explanations made by the Team were accepted by the Ministry, while the followings were agreed in relation to the accepted explanations;

- (1) The Study Team will discuss a charging equipment to be installed in subscribers' premises with the Ministry when the former has time to do, limiting to the technical side.
 - (2) Problems to be treated at the coordinating group, which shall include members from the related organizations of the Government of the Republic of Argentina, in the Scope of Work are technical standards, national digitalization plans, radio frequency utilization plan, and so on.
5. The Ministry requested the training of counterpart personnel in Japan. The Team promised to convey the request to the concerned authorities in Japan.
 6. The Ministry strongly requested the donation of such equipment and machinery as field strength meters and a personal computer for the implementation of the Study. The Team agreed to convey the request to the concerned authorities in Japan.
 7. The Ministry expounded that it did not have any intention to be an operating entity for the public telecommunications services. The role of the Ministry lies in directing, supervising and policy-making of the operation of private companies to which it gave permission.

8. The Team explained the differences between a master-plan and a feasibility studies. Principally, the master-plan study means a study for whole policy-making and the feasibility study means a study for evaluation of an individual project. The Ministry clearly understood the differences, and the Ministry accepted the master-plan study for the Study.

Mendoza, 25 February 1986



Ing. HUGO DANIEL MARIÁS
DIRECTOR OF
DIRECTION OF COMMUNICATIONS,
MINISTRY OF
PUBLIC WORKS AND SERVICES,
THE PROVINCE OF MENDOZA



Dr. HIROSHI MATSUI
LEADER OF
PRELIMINARY STUDY TEAM,
THE JAPAN INTERNATIONAL
COOPERATION AGENCY

ATTENDANTS LIST

1. JAPANESE SIDE:

Hiroshi MATSUI	Leader of the Team
Takao YAMAZAKI	Sub-leader
Kimihiko OKU	Member
Sumiaki ONDA	Member
Yujiro NAKAHATA	Member
Hiroshi SAITO	Member
Yoshihiro MIWA	Secretary, Embassy of Japan
Takashi ISHIZUKA	Director, Technical Cooperation Division, JICA Buenos Aires Office
Toshiaki FURUYA	Officer, JICA Buenos Aires Office

2. MENDOZA SIDE:

Hugo Daniel MARIAS	Director of the Direction of Communications
Ricardo Manuel CESARI	Projects Department Chief
Eduardo Raúl MOIÑO	Engineer
Marcelo Gustavo MIGONE	Engineer
Hernán Alejandro PALERO	Engineer
Raúl Oscar A. DI PAOLO	Engineer
Juan FERNANDEZ	Expert in Communications
Oscar Alfredo ROQUE	Expert in Communications

MINUTAS DE LAS REUNIONES SOBRE EL ALCANCE DE LOS TRABAJOS
PARA EL ESTUDIO SOBRE EL PLAN DE DESARROLLO PARA LAS REDES
DE TELECOMUNICACIONES Y RADIODIFUSION EN LA PROVINCIA DE
MENDOZA - REPUBLICA ARGENTINA.-----

Las reuniones fueron sostenidas los días 20, 21 y 24 de febrero de 1986 en la Sala de Conferencias del Ministerio, en Mendoza, República Argentina, para debatir el bosquejo del alcance del trabajo para el estudio del plan de desarrollo de las redes de telecomunicaciones y radiodifusión en la Provincia de Mendoza de la República Argentina.

1. El Ingeniero HUGO DANIEL MARIAS, Director de la Dirección de Comunicaciones del Ministerio, expresa su gratitud a los miembros del Grupo de Estudio Preliminar Japonés (de aquí en adelante referido como el Grupo) quienes fueron enviados a Mendoza en respuesta a un requerimiento del Gobierno de la República Argentina.
2. El Grupo sometió el bosquejo del trabajo al Ministerio para su consideración. Discusiones e intercambio de opiniones fueron efectuados en un ambiente amigable a través de todas las reuniones y ambas partes coincidieron que futuros estudios deberán ser conducidos de la manera más amigable.
3. El Ministerio y el Grupo coincidieron sobre el alcance del trabajo después de los debates e intercambio de opiniones a través de los cuales han sido convenidos los siguientes detalles:
 - (1) Los estudios de campo serán efectuados por 2 o 3 grupos para telecomunicaciones y por un grupo para radiodifusión en las áreas sacadas por muestreo. Aunque es supuesto que cada grupo visitará más de cinco lugares durante estos estudios, los detalles del estudio deberán ser debatidos entre el Ministerio y el Grupo de Estudio.
 - (2) Los servicios telefónicos en las áreas rurales son un problema urgente en la Provincia y sus soluciones de ingeniería deberán ser tratadas no solamente del punto de vista técnico sino también del económico. Nuevos servicios telefónicos y no telefónicos deberán ser introducidos principalmente en áreas urbanas.
 - (3) Deberán ser tomadas en cuenta transmisiones de radiodifusión de diversas estaciones principales de la Provincia. Los nombres y la ubicación de dichas estaciones principales serán suministradas por el Ministerio al Grupo de Estudio, incluyendo el último plan futuro.
 - (4) El Ministerio preparará los datos y documentos necesarios que sean requeridos para el comienzo del primer trabajo en Mendoza tantos como sean posible.
4. Los debates fueron efectuados sobre temas tales como: métodos de pronósticos de demanda y tráfico, consideración de servicios no telefónicos, somera estimación de la instalación de teléfonos durante el período de planeamiento, control para la digitalización de redes, normas técnicas para redes digitales, control para el mejoramiento de las redes de radiodifusoras y otros. Las explicaciones hechas por el Grupo fueron aceptadas por el Ministerio mientras que los puntos siguientes fueron acordados de acuerdo con dichas explicaciones:
 - (1) El Grupo de Estudio discutirá sobre un equipo tarifador a ser instalado en abonados, dejando sentado con el Ministerio hacer

lo cuando el primero lo considere pertinente, limitándose al aspecto técnico.

- (2) Los problemas a ser tratados por el Grupo de Coordinación (el cual deberá incluir miembros de organismos nacionales del Gobierno de la República Argentina) en el alcance de trabajo serán: normas técnicas, planes nacionales de digitalización, planes de utilización de radiofrecuencia y otros.
5. El Ministerio requirió el entrenamiento de personal de contraparte en Japón. El Grupo prometió llevar el requerimiento a las autoridades respectivas de Japón.
6. El Ministerio requirió sólidamente la donación del equipamiento y maquinaria tales como medidores de intensidad de campo y computador personal para la implementación del Estudio. El Grupo acordó transmitir el requerimiento a las autoridades pertinentes en Japón.
7. El Ministerio manifestó que no tiene intención de ser una entidad operativa para los servicios públicos de telecomunicaciones. El rol del Ministerio consistirá en dirigir, supervisar y controlar la operación de compañías privadas a las cuales se les haya dado autorización.
8. El Grupo explicó las diferencias entre el plan maestro y el estudio de factibilidades. Principalmente, el estudio del plan maestro significa un estudio de la totalidad de la tarea de control y el estudio de factibilidades significa un estudio para la evaluación de un proyecto individual. El Ministerio entendió claramente las diferencias y el Ministerio acepta el estudio del plan maestro para el Estudio.

MENDOZA, 25 de febrero de 1986.-

Ing. HUGO DANIEL MARIAS
DIRECTOR
DIRECTOR DE COMUNICACIONES
MINISTERIO DE OBRAS Y
SERVICIOS PUBLICOS
PROVINCIA DE MENDOZA

Dr. HIROSHI MATSUI
JEFE
GRUPO JAPONES DE ESTUDIOS PRELIMINARES
AGENCIA DE COOPERACION INTERNACIONAL DEL JAPON

DOCUMENTOS Y DATOS NECESARIOS PARA EL ESTUDIO

20 de Febrero de 1986
El Equipo del Estudio Preliminar

1. Documentos y datos basicos

- 1) Mapas de 1 a 250,000 o 1 a 50,000 que cubren la Provincia de Mendoza
- 2) Estadísticas sociales y económicas de la República y de la Provincia que se enseñan en unos libros publicadas o en unos documentos disponibles, tales como:
 - i) Estadísticas de población de la República y de la Provincia
 - ii) Estadísticas de población por cada ciudad y cada pueblo en la Provincia
 - iii) Estadísticas de casas por cada ciudad y cada pueblo en la Provincia
 - iv) Estadísticas económicas de la República y de la Provincia
 - v) Estadísticas económicas por cada ciudad y cada pueblo en la Provincia
por ejemplo: ingreso domestico total
 ingreso por impuestos anual, etc.
 - vi) Estadísticas de empresas industriales y comerciales por cada ciudad y cada pueblo en la Provincia
- 3) Datos sociales, económicas, administrativas y geográficas que se enseñan en unos libros publicadas y unos documentos disponibles, tales como:
 - i) Mapas que enseñan los límites administrativos de ciudades y pueblos en la Provincia
 - ii) Densidad de población en cada límite administrativo
 - iii) Ubicaciones de importantes oficinas administrativas en la Provincia
 - iv) Ubicaciones de importantes hospitales y direcciones de la sanidad pública en la Provincia
 - v) Ubicaciones de importantes instituciones educativas en la Provincia
 - vi) Ubicaciones de importantes lugares, centros y empresas industriales y comerciales en la Provincia
 - vii) Areas económicas en la Provincia
 - viii) Productos principales de la Provincia
 - ix) Circulación de mercaderías y productos dentro de y relacionada con la Provincia
 - x) Medidas de transportación y de comunicación dentro de y relacionada con la Provincia
 - xi) Condiciones del suministro de la energía eléctrica por cada ciudad y cada pueblo en la Provincia
 - xii) Condiciones del arreglo y mapa de los caminos en la Provincia
 - xiii) Costumbres, hábitos y fiestas de las poblaciones en la Provincia

- 4) Datos de administracin en unos libros publicados y en unos documentos disponibles, tales como:
 - i) Leyes, reclamos y regulaciones relacionados con autonomia local
 - ii) Planes de la Republica para desarrollos economicos y sociales
 - iii) Planes de la Provincia para desarrollos economicos y sociales
 - iv) Planes autorizados por el gobierno de la Provincia, de ciudades y pueblos para desarrollos economicos y sociales
 - v) Planes de ampliacion y mejoramiento del suministro de la energia electrica en la Provincia
 - vi) Planes de ampliacion y mejoramiento de los caminos en la Provincia

2. Documentos y datos sobre regulaciones provinciales, nacionales y internacionales en relacion con telecomunicaciones y radiodifusiones
 - 1) Leyes, reclamos y reglaciones nacionales y provinciales relacionados con telecomunicaciones y radiodifusion, y sus comentarios

 - 2) Normas tecnicas de la redes nacionales de telecomunicaciones, tales como:
 - i) Normas de ingenieria de trafico
 - ii) Normas de ingenieria de transmision
 - iii) Normas de ingenieria de confiabilidad
 - iv) Plan de numeracion
 - v) Jerarquia nacional de las centrales telefonicas y de otros servicios
 - vi) Plan de paso
 - vii) Sistema de senalizacion
 - viii) Sistema de tasacion

 - 3) Normas tecnicas de radiodifusion

 - 4) Leyes, reclamos y regulaciones nacionales relacionados con las facilidades de linea y de radio

 - 5) Plan nacional para utilizacion de espectros de ondas de radio

 - 6) Tarifaciones tales como:
 - i) Tarificacion telefonica
 - ii) Tarificacion de telex
 - iii) Tarificacion telegrafica
 - iv) Tarifaciones de otros servicios de telecomunicaciones
 - v) Tarificacion de los servicios de radiodifusion
 - vi) Mapas de areas de tasa para los servicios de telecomunicaciones

 - 7) Tratados y ajustes de las organizaciones en region de Suramerica y con otros

países vecinos relacionados con telecomunicaciones y radiodifusion

3. Documentos y datos sobre autoridades y organizaciones provinciales y nacionales relacionadas con telecomunicaciones y radiodifusion
 - 1) Nombres y funciones de las autoridades y organizaciones provinciales y nacionales
 - 2) Diagrama de organizacion del Departamento de Comunicacion del Ministerio de Obras y Servicios Publicos del Gobierno de Mendoza, con los nombres de personas importantes y de contrapartes, y con el numero total de personales
 - 3) Diagramas de organizacion de las empresas en carga de los servicios de telecomunicaciones en la Provincia, con los nombres personas importantes y con el numero total de personales en la Provincia
 - 4) Diagramas de organizacion de las autoridades nacionales relacionadas con telecomunicaciones y radiodifusion
4. Documentos y datos sobre estadísticas financieras de las autoridades y organizaciones de telecomunicaciones y radiodifusion, que se enseñan en las informes anuales o presupuestos
 - 1) El Gobierno de Mendoza
 - i) Presupuestos totales
 - ii) Presupuestos para telecomunicaciones
 - iii) Presupuestos para radiodifusion
 - iv) Estados de prestamo y de su devolucion
 - 2) Las organizaciones en carga de los servicios de telecomunicaciones y radiodifusion en la Provincia
 - i) Ingresos y desembolsos anuales
 - ii) Balances
 - iii) Estados de prestamo y de su devolucion
5. Disponibles estados provinciales y nacionales de los servicios de telecomunicaciones, en los cuales los nacionales seran de los informes anuales publicados
 - 1) Numero total de lineas de abonados telefonicos
 - 2) Numero total de aparatos telefonicos

- 3) Numero total de abonados de telex
 - 4) Numero total de abonados de otros servicios de telecomunicaciones
 - 5) Numero total de telegrama
 - 6) Numero total de centrales telefonicas automaticas y manuales
 - 7) Numero total de contrales de telex
 - 8) Numero total de oficinas de telegrama
 - 9) Razon de llamadas locales conectadas a las totales por cada central telefonica automatica
 - 10) Razon de llamadas troncales conectadas a las totales por cada central telefonica automatica
 - 11) Tiempo de espera promedio por cada central telefonica manual
 - 12) Estadisticas de fallas de redes locales
 - 13) Estadisticas de eficacia de circuitos troncales
6. Disponibles planes nacionales y provinciales para ampliacion y mejoramiento de servicios de telecomunicaciones y radiodifusion
- 1) Planes de las centrales y los equipos de conmutacion telefonicos
 - 2) Planes de las centrales y los equipos de conmutacion de telex
 - 3) Planes de las redes locales
 - 4) Planes de los circuitos troncales
 - 5) Planes de las lineas de abonado
 - 6) Planes de las rutas de transmision
 - 7) Planes de los servicios telefonicos a los pueblos remotos
 - 8) Planes de introduccion de los servicios nuevos de telecomunicaciones

- 9) Planes de las estaciones radiodifusoras
 - 10) Planes de las oficinas telegraficas
 - 11) Planes de las redes para administracion de la Provincia
7. Documentos y datos disponibles en relacion con los pronosticos de las demandas y traficos provinciales y nacionales
- 1) Pronosticos macroscopios provinciales y nacionales de las demandas telefonicas, de telex y de otros servicios de telecomunicaciones
 - 2) Pronosticos por cada central de las demandas telefonicas y de telex en la Provincia
 - 3) Pedidos por cada central y/o cada ciudad y pueblo para los servicios telefonicos, de telex y de otros de telecomunicaciones
 - 4) Llamadas de origen por cada central telefonica y de telex
 - 5) Traficos por cada central telefonica y de telex entre las centrales y conectados fuera de la Provincia
8. Documentos y datos disponibles sobre estados actuales de las facilidades de red telefonica en la Provincia
- 1) Cada central de conmutacion telefonica
 - i) Nombre y ubicacion
 - ii) Jerarquia de la central
 - iii) Area de servicio
 - iv) Capacidad final y suscriptores presentes
 - v) Modelo del equipo y ano de instalacion
 - 2) Sistema de transmision de radio
 - i) Diagramas de rutas de los sistemas de transmision de radio con numero de portadoras
 - ii) Frecuencias de radio por cada ruta
 - iii) Modelos y anos de instalacion de los sistemas
 - iv) Capacidades en canales de voz de los sistemas
 - v) Nombres y ubicaciones de las estaciones repetidoras
 - 3) Sistemas de transmision de linea
 - i) Diagramas de rutas de los sistemas de transmision de linea con numero

- de los sistemas por ruta
 - ii) Modelos y años de instalación de los sistemas
 - iii) Capacidades en canales de voz de los sistemas
- 4) Equipos de multiplex
- i) Diagramas de ubicación de los equipos de multiplex
 - ii) Modelos y años de instalación de los equipos
 - iii) Diagramas de acomodación de los canales por cada estación de multiplex
- 5) Redes telefónicas urbanas
- i) Zonas urbanas
 - ii) Diagramas de cables locales
 - iii) Diagramas de líneas de enlaces
9. Documentos y datos disponibles sobre estados actuales de la red de telex en la Provincia
- 1) Cada central de telex
- i) Nombre y ubicación
 - ii) Jerarquía de la central
 - iii) Área de servicio
 - iv) Capacidad final y suscriptores presentes
 - v) Modelo del equipo de conmutación y año de instalación
- 2) Equipos terminales de telegrafía por corrientes portadoras
- i) Diagramas de ubicación de los equipos terminales
 - ii) Modelos y años de instalación de los equipos
 - iii) Diagramas de acomodación de los canales por cada estación de los equipos terminales
10. Documentos y datos disponibles sobre estados actuales de los equipos para otros servicios de telecomunicaciones
- 1) Nombres y ubicaciones
- 2) Capacidades finales y suscriptores presentes
- 3) Áreas de servicio
- 4) Modelos de los equipos y años de instalación
- 5) Configuraciones de los sistemas con rutas, modelos, años de instalación, capacidades, frecuencias de radio, etc. de los equipos de transmisión

11. Documentos y datos disponibles sobre estados actuales de construcción en la Provincia

- 1) Abonados telefónicos y de telex conectados nuevamente en cada año
- 2) Gastos unitarios de construcciones
 - i) Construcción de cables locales
 - ii) Construcción de cables interurbanos
 - iii) Construcción de equipos
 - iv) Construcción civil
 - v) Construcción de edificios
 - vi) Compra de tierra

12. Documentos y datos disponibles sobre personales de las organizaciones de telecomunicaciones y radiodifusión en la Provincia

- 1) Número de adopción nueva por año
- 2) Capacitación
 - i) Cursos de entrenamiento de los personales
 - ii) Número total de personales entrenados por año

13. Documentos y datos disponibles sobre estados actuales de las facilidades de radiodifusión en la Provincia

- 1) Operación de las centrales de radiodifusión
 - i) Producción de los programas
 - ii) Poderes legales y bases de operación
 - iii) Procedencia de fondos
- 2) Receptores
 - i) Número de receptores en cada zona o región
 - ii) Número total de los equipos receptores de televisión y de sonido
 - iii) Estado de diseminación de los equipos de recepción de televisión colorada
 - iv) Estado de fabricación y importación de los equipos receptores de radiodifusión
- 3) Estados actuales de las centrales de radiodifusión en la Provincia
 - i) Números de redes de programas
 - ii) Ubicaciones de las centrales de llave para cada red de programa
 - iii) Ubicaciones de los puntos de producción de los programas

- iv) Ubicaciones de las estaciones radiodifusoras y repetidoras
 - v) Escalas de las facilidades para producir los programas
 - vi) Medidas de repetición de los programas
- 4) Estados actuales de las áreas de servicio de radiodifusión
 - i) Áreas de servicio de cada red de programa de televisión o de sonido de MA o MF
 - ii) Patrones y alturas de las estaciones radiodifusoras
 - iii) Potencias radiadas efectivamente de las estaciones radiodifusoras
14. Documentos y datos disponibles sobre estados actuales de interferencias de países extranjeros a la Provincia
- 1) Intensidades latentes del campo eléctrico del día y de la noche en los lugares problemáticos
 - 2) Frecuencias interferentes en los lugares problemáticos
 - 3) Nombres de las estaciones interferentes y sus países
 - 4) Contenidos principales de los programas interferentes

1 地図

1.1 1:500,000 地図（メンドーサ全域）

- 1) Villa Huidobro
- 2) San Rafael
- 3) San Luis
- 4) Mendoza
- 5) Chos Malal

1.2 1:250,000 地図（メンドーサの一部地域）

- 1) Malargue
- 2) Cerro Tupungato
- 3) Cerro Aconcagua
- 4) San Martin
- 5) San Rafael

1.3 その他の地図

- 1) Mendoza siempre le ofrece algo mas（メンドーサ州観光地図）
- 2) Ciudad de Mendoza siempre le ofrece algo mas（メンドーサ市観光地図）
- 3) メンドーサ市，サンマルチン市，マイブー市，ルハン市地図
- 4) Republica Argentina, Red caminera principal
- 5) 5万分の1地図，10万分の1地図購入のための区分図

2 社会，経済資料

- 1) Censo Nacional de Poblacion y Vivienda, 1980 : Mendoza
Resultados obtenidos por muestra
- 2) Censo Nacional de Poblacion y Vivienda 1980, Serie B

- Características Generales, Mendoza (Republica Argentina)
- 3) Censo Nacional de Poblacion y Vivenda 1980, Mendoza
Resultados provisorios corregidos
 - 4) Publicaciones estadísticas 1980
(Direccion de Estadísticas e Investigaciones Economicas,
Ministerio de Economia, Gobierno de Mendoza)
 - 5) Publicaciones estadísticas 1985
(Direccion de Estadísticas e Investigaciones Economicas,
Ministerio de Economia, Gobierno de Mendoza)
 - 6) Resumen del Sistema Urbano Provincial y Localizacion de
Programas Habitacionales
(Instituto Provincial de la Vivienda de Mendoza)
 - 7) 登記簿記載分割地統計
 - 8) 年間耕作地面積統計
 - 9) 商工業事業所統計
 - 10) ぶどう酒醸造所統計
 - 11) 自動車保有台数統計
 - 12) Anuario Mendoza, Tomo 1, 2, 3
 - 13) Mendoza, Auxiliar para cuarto grado
 - 14) Manual Estrada 4, suplemento para la Provincia de Mendoza
 - 15) Poblacion de la Provincia de Mendoza al 1-1-'84
 - 16) La Valle como zona 1 de Promocion Industrial (地方開発計画)
 - 17) La Paz (地方開発計画)
 - 18) Plan de Racionalizacion de Estructuras para la Administracion
Publica Provincial, Decreto No. 1010/77
 - 19) Nomina de Publicaciones, 11-06-'85 (アルゼンチン統計局)
 - 20) 外債問題記事及び抄訳
 - 21) 事前調査団到着及びS/W署名式記事
 - 22) メンドーサ州県別人口及び面積
 - 23) 自動車借上げ費, 宿泊費一覧表(付属資料8)

3 組織図等

- 1) Diagrama de Organizacion de ENTEL al 10-02-'86
- 2) Protocolo del Gobierno de la Provincia de Mendoza
- 3) Diagrama de Organizacion, Direccion de Comunicaciones
- 4) Nomina del personal que presta servicios en la Direccion de Comunicaciones, Mendoza

4 ENTEL業務関係資料

- 1) Memoria y Balance 1983
- 2) Red Nacional de Alta Capacidad
- 3) ENTEL, CAT, CETの営業地域区分
- 4) ENTELの管理地域区分
- 5) 市内電話交換回線数の増加傾向
- 6) 国内テレックス回線数の増加傾向
- 7) 国内テレックス網
- 8) 市外自動交換局収容回線数の増加傾向
- 9) 市外自動交換局設置状況
- 10) 国内基幹伝送路（1979年現在）
- 11) 国内基幹伝送路（1980/82年設置計画）
- 12) 国内基幹伝送路（1983/85年設置計画）
- 13) 国内基幹伝送路（1985年計画終了時）
- 14) ルーラル電話計画
- 15) ルーラル電話センタ配置図
- 16) 国内衛星通信システム
- 17) 全国障害統計
- 18) アルゼンチンの電気通信の概要（大宮司，小倉専門家）
- 19) アルゼンチンENTEL「100万回線」計画（NEC）
- 20) MEGATEL入札広告

5 技術基準，技術仕様書等

- 1) Plan Fundamental de Encaminamiento de Buenos Aires (ENTEL)
- 2) Metodologia de Calculo de Rutas Alternativas (ENTEL)
- 3) Plan Fundamental de Transmision (ENTEL)
- 4) Plan de Senalizacion (ENTEL)
- 5) Dispositivos Inhibidores de Llamadas telefonicas de Larga Distancia, Norma SC-St2-44.03 (LANTEL)
- 6) Centrales Telefonicas Privadas Automaticas Electromecanicas, Norma SC-St2-45.01 (LANTEL)
- 7) Centrales Telefonicas Privadas Automaticas Electronicas, Norma SC-St2-45.02 (LANTEL)
- 8) Especificacion Tecnica, Norma SC-Q2-60.08 (LANTEL)
- 9) Especificacion Tecnica, Norma SC-Q2-60.09 (LANTEL)
- 10) Sistema de Alarma por Vinculo Radioelectrico (Secretaria de Comunicaciones)
- 11) Maxima Senal Util Admisible en los Servicios Fijo y Movil, Terrestre en Ondas Metricas y Decimetricas (Secretaria de Comunicaciones)
- 12) Reglamento para el Servicio de Telefonía Rural por Acceso Multiple en Ondas Metricas, mediante Vinculo Radioelectrico (Secretaria de Comunicaciones)
- 13) Reglamento para el Servicio de Telefonía Rural Mediante Vinculo Radioelectrico, en Ondas Metricas y Decimetricas, con Acceso Multiple (Secretaria de Comunicaciones)
- 14) Norma de Asignacion de Frecuencias
- 15) Sistema Multicanales MDF/MF por debajo de 1000 MHz

6 国の電気通信関係法令

- 1) Ley Nacional de Telecomunicaciones
- 2) Nuevo Regimen de Prioridades para la Liberacion de Solicitudes

- de Servicio telefonico, Decreto No. 348
(Secretaria de Comunicaciones)
- 3) Convenios Suscritos por la Empresa Nacional de Telecomunicaciones con la Compania Argentina de Telefono S.A. y la Compania Entrerriana de Telefono S.A.
(Secretaria de Comunicaciones)
 - 4) Nuevos Valores para el Pulso Telefonico, de Telex y Paquette de Transmision de Datos
(Secretaria de Comunicaciones)
 - 5) Nuevos Cargos para los Servicios Basicos que presta la Empresa Nacional de Telecomunicaciones
(Secretaria de Comunicaciones)
 - 6) Reglamento del Registro de Actividades y Materiales de Telecomunicaciones
(Secretaria de Comunicaciones)
 - 7) Servicio de Radiocomunicaciones, Decreto No. 2422/83
(Secretaria de Comunicaciones)
 - 8) Inscripciones en el Subregistro de Actividades de Telecomunicaciones de Varias Solicitudes
(Secretaria de Comunicaciones)
- 7 州の電気通信関係政令, 契約等
- 1) Acta entre el Gobierno de Mendoza, CATSA y SECOM
 - 2) Decreto No. 3852 (Gobierno de Mendoza), (Intervention についての政令)
 - 3) Contrato de concesion del Servicio Telefonico Publico con Ente Privado (Compania Argentina de Telefono)
(Direccion de Comunicaciones)
 - 4) Requerimiento en los Servicios telefonico, Telex y Telegrafico
(Actualizacion de Necesidades)

(Direccion de Comunicaciones)

8. メンドーサ州電気通信施設, サービス関係資料
 - 1) Guia Telefonica Oficial 1985-1986, Mendoza
 - 2) Situacion del Servicio Telefonico en la Provincia de Mendoza (CATSA)
 - 3) Informe Avance de la comision de Estudio y Asesoramiento para optimizar el Contralor sobre la Explotacion del Servicio Telefonico en la Provincia de Mendoza
 - 4) Nomina de Centrales y Cabinas con Indicacion de Sistema, Lineas Instaladas, Lineas y Aparatos en Servicio y Pedidos Pendientes registrados al 30-06-'85 (CAT)
 - 5) Detalle del estudio Solicitado sobre el Proyecto de Cooperacion Internacional en el Area de Telecomunicaciones (Direccion de Comunicaciones)
 - 6) Situacion Actual de Redes Telefonicas Zona Norte y Sur (Direccion de Comunicaciones)
 - 7) Plan de Maxima de Redes Telefonicas Zona Norte y Sur (Direccion de Comunicaciones)
 - 8) Plan de Maxima - Plano Esquematico de la Red telefonica de la Provincia de Mendoza
 - 9) Servicio Telefonico, Distrito Mendoza (CAT)
 - 10) CAT料金説明書
 - 11) 技術的観点からの調査報告書 (大宮司専門家)
 - 12) Situacion Actual del servicio de radiodifusion
 - 13) Plan de Maxima de Radiodifusion de Emisoras de Baja Potencia
 - 14) CAT, CETの財務比較

議 事 録

アルゼンチン共和国公共事業省通信庁公務員ホセ・ルイス(DNI 4,067,210), アルフレード・F・デ・ルカ(DNI 4,414,669), カルロス・A・カラバグリア(DNI 4,426,572)およびホアン・カルロス・パッパガッルーチ(DNI 4,377,422)の各人は、1984年5月16日10時に、アルゼンチン共和国メンドーサ州メンドーサ市に、通信庁報第03326-SC/84号公告の3月27日付通信庁達第226-SC/84号の定めるところに従い、メンドーサ市ヘネラル・パス通り534番地所在のアルゼンチン電話株式会社において、メンドーサ州通信局局長ウーゴ・ダニエル・マリアス技師、同州公共事業省通信局官吏リカルド・マヌエル・セザリ(LE 8,144,472)技師、グスターボ・マルカロ・ミゴーネ(DNI 11,486,421)技師、リカルド・フランコ、メンドーサ州大蔵省会計士ブルーノ・デラ・サンタ(DNI 6,828,075)および同省リカルド・エドワルド(LE 6,833,855), そしてアルゼンチン電話会社代表の同社副社長カルロス・O・モローニ(LE 6,860,060)および同社技術部長ホルヘ・カルソ(LE 5,273,582)技師の出席を得て会議を開催する。

上記の会合においては通信庁技術・検査総局技術検査・サービス監査課が命ずる業務に関して詳しい説明を行った。なおこの業務とは電話局設備、通信所拡張事業その他の電話関係の施設の技術的点検ならびにサービス品質の評価を加入者および(または)利用者からの苦情に対する特別な取扱い、検査法第1115-Tによって命じられ、書類05164-5C/84号によって承認された日常的な措置に関する規定作成にかかわるものであり、この内容が参加者に提示され、承認を求められた。

またこの協力事業に関心を抱き、電話事業に関して現存する困難および必要性についての情報を提供する旨がメンドーサ州によって代表者たちに表明された。

またアルゼンチン電話会社からは、要求される情報を提供し、査察が必要ならそれを行えるよう取りはからい、構成された委員会の仕事をはじめればそれが良好な形で終了するように協力する点、なんら不都合はない旨が述べられた。

最後に本議事録の原本とそれと同じ内容で、この目的にしか用いない写し4通を作成し、参加者が署名し、当事者側にそれぞれ写し1通を手渡す。

アルゼンチン電話会社 メンドーサ州 SECOM

1984年5月24日、アルゼンチン共和国メンドーサ州メンドーサ市において、公共事業省の通信庁の公務員ホセ・ルイス(DNI 4,067,210)およびアルフレード・F・デ・ルカ(DNI 4,494,669)とは、通信庁報第03326-5C/84号で公告した、同年3月29日付通信庁達第226-5C/84号の定めるところに従い、メンドーサ市ヘネラル・パス通り、534番地所在のアルゼンチン電話会社において、メンドーサ州大蔵省ブルーノ・デラ・サンタ(DNI

6,828,075)の出席を得、アルゼンチン電話会社代表および各公務員の参加を得て会議を開催するものである。各公務員の氏名は、それぞれの担当分野に関連して追って述べるものとする。

トラフィック事務所において、ホアン・アルベルティの立会いのもと、チリ通り1574番地にある公衆通話所におかれている苦情簿に記録されている、1983年の12月の下半期より本年の4月にいたるまでの申立てのあった苦情のすべてについて、そのそれぞれに対して行われた処置をチェックしながら検査を行った。その後コンピューターを用い、抽出法によって、またホセ・メーナ氏の説明をききながら利用者からよせられた最近の苦情について調査を行った。同様にサービスの実施されなかった場合の割引あるいは支払の猶予については、苦情がCAT(アルゼンチン電話会社)営業部内への手紙によるか、苦情登録簿に記入したか、あるいは直接通信庁に提示したかの場合にしか行われていない点を確認した。なお、この点はホセ・P・ナバティエーリ氏により報告された。また過去24時間、48時間、48時間以上における修理件数を調べ、また支払が8日以上とどこおっている加入者についての情報を要請した。なお以上の検査は、メンドーサ州郵政局局長ウーゴ・ダニエル・マリアス、会計士ブルーノ・ブルーニならびにメンドーサ州財政局のデラ・サンタ、リカルド・エドワルドの立会のもとで行い、説明は印刷物ももちいて、ホルヘ・カルソ技師が行った。

販売部門では、同部の部長ホセ・サバティエーリ氏がサービスが提供されなかった場合について政令第91698/36号の第53条で定められている信用貸または割引との関係について報告を行い、監督官のホアン・A・ビビドーリ氏によって国営電信法第19798号の第60条の内容が陳述された。

またいく度かに分けて、各中央交換局ならびにあらゆる種類の加入者を対象として、電話帳から無作為に抽出した利用者アンケートを行った。調査項目は通話の開線率、通話の質で、得た結果から統計を作成した。1983年、メンドーサ市とサラ・ラファエル市でおこなわれた通話請求総数に対する通話成功率の数値をだした。さらに、ラバジエ地区についても同様のデータをとった。ただしこの場合は分離して取扱った。

各中央交換局における住所変更指定部門に登録された請求件数を調べた。例としてデレー1交換局を取り上げた。(?)に関してはホセ・バルベルデ、サバティエーリ、ビビドーリの各氏が説明を行った。

ブエノスアイレス、ウスアイア、カタマルカおよびリエーハの各市と市外通話を行って、通話時間カウントの(?)をテストした。人力を使い、またCATの監視装置を用いてチェックしたところ、料金カウントのベースとリズムがきわめてばらばらになっていることが分かった。その他カルソ技師とアルベルト・ファセンディーニ技師によって自動市外電話局(CAI)システムについての説明が行われ、その全施設の見まわりも行った。

別の機会に、なぜ年間の指数が異っているかに関して、回線保全簿に対する説明をうけた。

17日、木曜日、ドレーゴ交換局を訪問し、4,000回線収容のAXE交換装置を視察、その

稼働状況，またその動力装置，緊急時対応装置のテストを行った。今月の23日，10時から12時にわたってラバージェ地区中央交換局の監査を行ったが，これに関しては別のところで報告する。

最後にこの公文書の原文を作成し，同じ内容をもつ写しを4通作成，参加者が署名し，写しの1部を各当事者側に手渡すものである。

議 事 録

1984年5月24日、アルゼンチン共和国メンドーサ州メンドーサ市において、アルゼンチン公共事業省通信庁公務員ホセ・ルイス、アルフレード・F・デ・ルカは、通信庁報第03362-5C/84号公告の今年3月29日付通信庁達第226-5C/84号の定めるところに従い、ヘネラル・パス通り、534番地所在のアルゼンチン電話会社メンドーサ支社において会合を開催することとする。本会合に同席したのはメンドーサ市大蔵省の会計士ブルーノ・デラ・サンタ、リカルド・エドヴァルド、アルゼンチン電話会社を代表して通話局々長のファン・カルロス・アルベルティの各氏であった。

チリ通り、1574番地にある公開の部屋におかれた苦情簿を調べたところ、何ページかが欠落はしていないまでも、ばらばらにはずれていた。この点を整理し、閉じ直すことが望まれる。

また91-0491番の加入者の苦情 123ページを転記する際に、一行がそっくり抜け落ちていた。

通信庁への最終提出を一刻の遅れもないように行うこと、遅れると苦情処理の効果がある程度なくなるからである。

苦情簿を設置している旨を知らせるポスターをホールに貼りだすことが望ましい。

最後に本文書の原本と、それと同一内容でこの目的にか用いない写しを4通作成し、参加者が署名した上で、1部ずつを手渡すものとする。

議 事 録

1984年5月28日、アルゼンチン共和国メンドーサ州メンドーサ市において、アルゼンチン公共事業省通信庁公務員ホセ・ルイス、アルフレード・A・デ・ルカは通信庁報第03326-5C/84号公告の、去る3月29日付通信庁達第226-5C/84号の定めるところに従い、ヘネラル・パス通り、534番地所在のアルゼンチン電話会社において、メンドーサ州ラバージェ市計画部計画事務官カルロス・アントニオ・ベチアおよびアルゼンチン電話会社を代表して営業監査役のファン・A・ビビドーリの両氏の出席を得て会合するものである。この会合は、内規第024/84-808、000-SECOMによって規定されている営業規定にしたがって、ラバージェ市電話局にて、今月23日に終了した監査および技術視察の際に行った会合を補足するものである。また23日の会合では、同市の市役所において同席者が不安を表明したことが認められた。これら同席者は市事務官カルロス・アレハンド・メサック、ラバージェ市商工農業会議所を代表したカルロス・A・ベチア、メンドーサ県郵政部のリカルド・M・セザリ、グスターボ・M・ミゴーネ、リカルド・ブランコ、さらに通信庁を代表してのカルロス・A・カラバグリア、ファン・C・ババガルッチ、アルゼンチン電話会社側としてのファン・A・ビビドーリ氏であった。

第1回目の会合では実施したアンケート調査についての報告が行われ、これで通話システムがいまのままではなく自動化するとの条件で、この地域には加入したいと考えている人の多いことが分った。なお注意すべきことは、このアンケートは設備料に関する問題、電話設備のない地区に線をのばすことによって生じうる加重負担金の問題にはふれていない点である。

申し込み件数うち中止申し込み(11件が考慮中で、9件が設置を断ってきた)の数のことを考えるとシステムの変更は考慮外であることが指摘された。また5月3日現在の申し込みをトゥルマーヤ町のそれと合併させる可能性もあることが指摘されたが、CAT側は技術的に不可能であることを陳述した。

同日、原則的にはラバージェ市とメンドーサ市の申し込み件数を確認することが必要だとの結論に達した。またメンドーサ市までの、また同市からのトラフィックの流れを円滑にするため、無線回線を設置する可能性も残っている。

現に3チャンネルの架空線路と自動回線があるが、回線が切れることがしばしばである。

その上この回線は天候上の問題(風など)で寿命に達しないうちにだめになる。

最後に本議事録の原本とそれと内容・効力を同じくする写し4通を作成し、通信局とアルゼンチン電話会社に1部づつを手渡すものとする。

議 事 録

1984年5月30日、アルゼンチン公共事業省通信庁公務員ホセ・ルイス、アルフレード・F・デ・ルカ、カルロス・A・カラバグリア、ファン・カルロス・ババガルーチは、メンドーサ州フーニン市において、通信庁報第03326-5C/84号公告の今年3月29日付通信庁達第226-5C/84号の定めるところに従い、アルゼンチン電話会社の中央電話局の所在するドミンゴ・F・サルミエント＝ルイ・パストゥール通りの事務所において会合を開催するものである。この会合には、メンドーサ州の公共事業省通信局の公務員リカルド・マヌエル・セザリ、グスターブ・M・ミゴーネ、リカルド・ブランコ(L. E. 8,324,171)の各氏と、アルゼンチン電話会社の代表として営業監督であるホアン・アンヘル・ビビドーリ氏が同席した。

この視察は引きつづきドメンコ・F・サルミエント＝サン・マルティン通りにあるフーニン市管理局で行ったが、ここでは、市長ファン・マルコヴィッチ氏と総務部長アベリーノ・ホセの両氏が同席し、自動通話装置設置を目標にはじめた運動について、メンドーサ州通信局にその計画を提示した時点で問題になった不安についての検討を行った。

同市では280台の能力をもつ手動交換台があり、209名の加入者がいる。しかし現状の希望者数では取り付け請求条件が満たされない。他方、そこから7キロはなれたサン・マルティンの町への通話希望が殺到している。

現在、市外通話サービスについて、サン・マルティンとは自動4回線、リベデビオとは自動2回線、そしてメンドーサ市とは手動3回線を使用して行っている。

したがって、とくに通話希望のピーク時になると、市外通話が20分から60分も遅れている。4月の統計によると、総申し込み件数中91%は通話が行われていることが分かる。

これに対しビビドーリ氏は、会社側が自動化を研究中であると報告した。またこの市では通話を自動化しうる、したがって申し込みが増え、今後の国内の電話(の発達を)うながしうる条件があると考えられる。

最後にこの公文書の原本ならびに同一内容、この目的にしか用いない写し4通を作成し、参加者に1部ずつ手渡すことにする。

議 事 録

1984年6月4日、メンドーサ州メンドーサ県のサン・カルロス市において、アルゼンチン公共事業省通信庁公務員カルロス・A・カラバグリア、ファン・カルロス・パバガルーチは、通信庁報第03326-5C/84号公告の本年3月29日付通信庁達第226-5C/84号の定めるところに従い、同市の市役所において会合を開催するものである。同席したのはメンドーサ州公共事業省通信局のリカルド・マヌエル・セザリ、グルターボ・M・ミゴーネ、リカルド・ブランコの諸氏およびアルゼンチン電話会社を代表してのメンドーサ地区責任者のオスカル・ダニエル氏であった。

この会合には市長ミゲル・M・フィルボ氏および有力者代表数名が出席され、ラ・CONSULTAおよびチレントにおける電話サービスを自動化する点についての不安がいくつか検討された。この際、通信庁公務員に一件書類が手渡されたが、これには、自動化を前提として電話加入に関心をいただいている人たちのデータ、住所をふくむ、数多くの人が名を連らねた名簿が添付されていた。

ラ・CONSULTAでは総容量300加入の手動交換台があつて(磁石式による)、うち289台が稼動中である。チレントでは磁石式の手動交換台があり、総容量30加入に対して稼動中のものは18加入となっている。

ラ・CONSULTAからの市外通話は12チャンネルの通話設備と1本の回線を使って、すべてメンドーサ市経由で行っている。

会社側からの報告によると平均の遅れは20分平均とのことであるが、記録を集めてみると、遅れの時間は混んだ時間帯では、120分におよんでいた。

ラ・CONSULTAの状況を見たところでは、電話サービスを自動化するために必要な条件がそろっていると考えられるとの結論に達した。

最後に本議事録の原本、ならびにそれと同一内容で、そのためにしか用いない写しを4通作成し、参加者に写しを手渡すものとする。

議 事 録

1984年6月11日12時、アルゼンチン共和国メンドーサ州メンドーサ市において、アルゼンチン公共事業省通信庁の公務員であるホセ・ルイスおよびアルフレード・D・デ・ルカは通信庁報第03326-5C/84号公告の3月29日付通信庁達第226-5C/84号の定めるところに従い、メンドーサ州公共事業省通信局において本議事録を作成することによって、アルゼンチン電話会社による電話事業運営に関する諸状況と必要事項を記録に残すことを目的とし、大蔵省会計士ブルーノ・デラ・サンタおよびカルド・エドヴァルド氏の出席を得、この状況および必要事項は、今月14日から本日の間に行った数回におよぶ監査において上記の当事者も視察したとおりである。

今年の5月24日付の公文書に報告した作業の続きとして、その設置によってスムーズな通話を必要としている人たちにそれを可能にするはずの自動交換装置が設置されたにもかかわらず電話サービスを受けられないと不安を抱いている住民のいる、メンドーサ州内の都市・地方部をいく度も訪れた。いくつかの面における不備は電話サービスの現状を反映していないと思われた（電話ボックス、交換手を通じての通話、-114番-110番-19番のような特殊電話など）。それはサービスの質を点検しているうちに明らかになったことであるが、従業員の平均的能力の状況を考慮し、1日2～3時間の作業と休憩を順番にとることを割りきしななければならないからである。

とはいうものかなりの数の都市や土地（フニオン、ラ・コンサルタ、ラパス、ラバーリエなど）においては、これらの都市の人口上、建設的、商業的、工業的、社会的見地からみての、あるいは発展と進歩に必要と考えられる局面からみての重要性を考えると、現代のテクノロジーの進歩に見合った自動電話サービスを受けざるべきであるとの事実を明らかにすることができた。他方、発達度が中程度の土地においては、市外通話の遅れをおこさないために発信/受信の回線をもっとふやすべきであろう。なお市外通話の遅れは何分もの間回線を利用する企業があるために起きることが若干ある。最後にこのような企業に対しては — 判読不可 —

アルゼンチン電話会社副社長カルロス・モローニ氏にこれらの写しの1通を手渡すものとする。

また電話設備申し込みがあるにもかかわらず、その大部分が、とくにグラン・メンドーサ、サン・ラファエル、サン・マルティン、ララルグおよびその他の地区で、然るべき迅速な措置がとられなのまま放置されている事実を確認することができた。

上記の作業と平行して、それぞれの苦情簿に記入された苦情についての分析を行い、その結果、通話不能の場合、使用不可能であった日数に応じての割り引きが行われている点を確認した（関係当事者に電話をして確認した）。《114番》についての苦情についてはこの処置はとられていない。ただし、この回線の不通の場合、そのほとんどは数日間で修理されている。通話回数の過剰請求に対して行われる苦情に関しては、電話会社は中央交換局に通話時間分析装置を設置し、通話回数、通話時間（日付と時間付）が自動的に記録され、実際の通話状態が分かるようにして

いる。ただし、これらの確認は、問題が生じてからの措置になる。

メンドーサ市とサン・ラファエル市の公道に設置された公衆電話についての監査とテストを行った。メンドーサ市では一区画に3台の電話機がおかれているが、サン・ラファエルはそうではない。この市には電話機の部品たとえば受話装置一式、トランジスター、マイクロフォン一式が過去6ヶ月で200も盗まれたという問題がある。会社側も警察に通報を行っている。またF・F・Aを検査したところ何ヶ所かで不通が発見された。

サービスの問題で何人かの利用者と会ったが、アルゼンチン電話会社の代理人の努力ですべてのケースについてサービス改善が行われ解決した。今月6日から8日にかけて、サン・ラファエル地区のいくつもの手動式、半自動式、自動式中央交換局の視察をおこなった。

サン・ラファエル市の商工農会議者の幹部諸氏とその事務所で見会を行ったが、それによって電話通信に関する問題やその他の問題とくにブエノスアイレス市との通話の問題（これは郵政局自身にかかわる事ではあるが）に関して、より詳しい事情が分かった。

上記郵政局の吏員を通じての情報は前もって上記の郵政局および第226-5C/84号の決議を行った委員会に報告することになっており、そこで最終的に解決されるであろう。

最後にこの公文書の原本および同一内容のこの件にのみ使用される写しを4通作成する。

これらの写しのうち一通をアルゼンチン電話会社副社長カルロス・O・モローニ氏に手渡すものとする。

この時点においてエドヴァルドとデラ・サンタの両氏はグランメンドーサ地区以外の場所への視察をしなかったことがはっきりとしており、そのために上記の他の土地について詳細を確認できなかった。そこで委員会の他のメンバーがそれを代行した。同様に郵政局の吏員同伴で行われたことも、恒例の視察という内部業務の意味しかなかったことは明らかである。メンドーサ州によって任命された委員のこの件についての意見はその報告書を提出する機会に述べることにする。なお、この報告書は、同委員に委託された任務とは異なる性質をもっているために、この場で取扱いべきでないと思わせる数多くの状況を考慮しなければならないので、この時点ではまだ作成されておらず、作成中になっている。

電話事業認可契約書

メンドーサ州立法院

メンドーサ州・州上院および下院議会は下記の法律を認可するものである。

第1条 1965年9月27日付けをもって、メンドーサ州公共事業省大臣ダニエル・ロレンソ・ピッチ氏によって代表されるメンドーサ州政府と、アルゼンチン電話会社代表取締役スピリ・アンドレン氏によって代表される同上の会社との間に、メンドーサ州の領内に電話の公共事業を設けることに関する契約が承認された。なお、本文は以下のとおりである。

メンドーサ州公共事業省大臣ダニエル・ロレンソ・ピッチ氏によって代表されるメンドーサ州政府と、その法人権について然るべき信用のおかれているアルゼンチン電話会社（以下、事業認可受領者と称する）の代表取締役社長スピリ・アンドレン氏によって代表される事業認可受領者の間で、行政当局と立法院の“承認を経て”，以下の条項の内容に合致する形で、現在事業認可受領者が営業している市内および市外の電話サービスをこの州の領域内で営業することを目的とした本契約の調印するとの合意に達した。

第1条 メンドーサ市の市内地域における業務は自動，24時間常時の電話業務であるものとする。同州の他の地区においては，電話業務は技術の許すかぎりもつとも適切なシステムを用いて行い，行政当局が全地域にわたって交換取扱時間を決定するものとする。ただし，加入者が200名を越える場合，24時間常時の継続的電話業務を行うものとする。

第2条 「事業認可受領者」はその施設に，あらゆる近代的改良設備，電信装置，電話装置，有線装置，無線装置，さらに他のあらゆる性格の装置を設置することを許可される。同様に技術的，工業的見地から新装置がそれまで使用していた装置に比べて明らかに改良であり，完成度が高いと認められるとき，使用中の電話システムを更改する権限をもつ。この場合，上記だけでは料金の値上げの理由とはなりえない。ただし，“事業認可受領者”が投資の相当額の増加を行ない，加入者回線増につながること，または，その他正当化しうる理由を証拠をもって示し得る場合は除く。

第3条 「事業認可受領者」はあらかじめそれぞれの当局の許可を得ることにより，州および市の規制・法規の認める範囲において，洞道，管路，架空および地下のケーブルおよび線路，電柱などを敷設するために，州の管轄のものであれ市のそれであれ，あらゆる道路，橋梁を使用することができる。また当局の承認を得た図面に基づき，あらかじめそれぞれの所有者の合意と許可を得れば，私有の土地，建物等を利用して施設を敷設することができる。この用益権は国，州あるいは市の建物および土地に関する限り無料とする。“独占事業権認可受領者”は屋根，壁，舗道，小路の除去または修理の際に生じる損害に関する賠償金は支払う義務がある。

第4条 「事業認可受領者」の行なおうとする工事計画については，使用する資材の修理と関連する技術的事項のすべてを明確にすることとし，また，事前に行政当局指定の機関の承認を

受けるべきものとする。工事にあたってはアルゼンチン共和国が加盟している国際機関の定める技術規格および作業規格が遵守されなければならない。

第5条 「事業認可受領者」は、行き届いたサービスを行うためにそれが必要な場合には養成所をふやさなければならない。また、加入請求が25件ある村にはすべてそこに最も近い交換局から20km以上離れていないことを確め、かつ拡張または新設が経済的に可能であることを条件として、すなわち、拡張および新設による収入から運営・保全費を差し引いたものが該当する減価償却費および利子を補うに十分な場合、すべての村に電話交換局を設置しなければならない。規模の小さな工事または電話機のない土地に電話サービスを広げる工事では、収入が単に運用費と保全費を補うに足るものであれば、その工事は経済的に可能であると見なすものとする。また、助成の行われる、あるいは生産地域と見なされる特別な場合には、工事は上記の最低必要条件を満たさない場合であっても実施されるものとする。ただし、かかる特別な場合については、本契約当事者が両者で合意の上決定するものとする。

第6条 市内加入料月額、サービス地域別、加入者種別別に決定する総合料金とし、市内通話の場合、個々人の通話度数は考慮しないものとし、加入料月額は料金基本地域内で定められるものとし、その地域の範囲は合意の上決定されるものとするが、電話交換局を中心とした半径1,200メートルの円より小さくてはならない。料金基本地域外の一般回線に関しては、加入料月額は、回線の保全を考慮し、基本地域から各1,000m単位毎に20%増とする。支線の部分的又は全体的改修費用は大規模装置の取替え費と同様、加入者負担とする。異なる電話交換局又はサービス地域間の市外通話は、発信交換局と相手交換局の間の距離と通話時間にもとづき料金を決めるものとする。

第7条 異なる電話局またはサービス地域間の市外通話は、通話単位数により料金を決定する。一通話単位の料金は3ペソ50センターボ(\$ 3.50)であり、一分当りの通話単位の数は下記の割合に従って、距離に応じて増大する。

1分当りの通話単位数		1分当りの通話料金	
30kmまで	3	\$	10.50
30kmを越え 55kmまで	5	\$	17.50
55kmを越え 110kmまで	7	\$	24.50
110kmを越え 170kmまで	10	\$	35.00
170kmを越え 240kmまで	15	\$	52.50
240kmを越え 320kmまで	19	\$	66.50
320kmを越え 440kmまで	23	\$	80.50
440kmを越え 600kmまで	29	\$	101.50
600kmを越え 1,680kmまで	36	\$	126.00
1,680kmを越えるもの	44	\$	154.00

(この料金はまた固定無線公衆電話及びルーラル無線電話サービスにも適用される)

手動交換局を通ず遠距離通話に関しては、課金最低時間を3分とし、追加通話時間は1分間単位で料金を決めるものとする。

20時から翌日7時の間に行なう通話および土曜13時から月曜7時までの週末並びに国の休日の24時間に行なう通話は、33%の割引を受けるものとし、下記の割合に従って料金を決める。すなわち、

		1分当りの料金
30 km まで	-----	\$ 7.00
30 km を越え 55 km まで	-----	\$ 11.63
55 km を越え 110 km まで	-----	\$ 16.30
110 km を越え 170 km まで	-----	\$ 23.30
170 km を越え 240 km まで	-----	\$ 35.00
240 km を越え 320 km まで	-----	\$ 44.30
320 km を越え 440 km まで	-----	\$ 53.65
440 km を越え 600 km まで	-----	\$ 67.65
600 km を越え 1,680 km まで	-----	\$ 84.00
1,680 km を越えるもの	-----	\$ 102.65

(この料金はまた固定無線公衆電話及びルーラル無線電話通話にも適用される)

手動交換局を通しての遠距離通話に関しては、課金最低時間は3分とし、追加時間は丸々1分間単位で料金を決めるものとする。

至急通話は普通料金の3倍とし、特急通話は至急料金の2倍とする。

ルーラル無線電話サービス(利用者が運用する私有局対応)：料金は私有局に対応して運用される無線電話線区間の料金と国内網を用いる区間の料金とを合計して計算するものとする。私有局に対応して運用される無線電話区間の料金は私有局及び中央局に折半して支払われるものとする。ただし、通話が私有局に対して指定されたもの以外の中央局を通じて行われる場合は除く。この場合は無線電話の料金は中央局に支払われるべきものとする。

第8条 新しく一般共同加入線設置(共同電話機を含む)の場合の設備料は他の加入者種別よりも「家庭用」加入者種別の方が安いものとする。各加入者種別に対応する一般加入線の設備料については、特別工事が必要とされる場合又はそれが料金基本地域外の加入者である場合は、その建設予算から割り出した額を付加するものとする。

一般加入線の設置場所変更に伴う工事費は、各々の設備料の半額とする。

第9条 1965年9月1日から次の料金を要請する。すなわち、

a) 市内通話業務(一般加入回線、域内電話局、補助・補足サービス等)：加入料月額、設備料、サービス地域、加入者種別別の分類は、10ページに添付され、本契約の一部を成す第

1 図にふくまれる詳細規定に合せるものとする。

b) 市外通話業務：第7条に明記するサービスの料金及び条件を統一的に適用し、当契約書を構成する添付の第2表に掲げた換算表を適用する。

1965年9月以降の、単一電話職員序列表の賃金の上昇があった場合、事業認可受領者は自動的に料金の値上げの権利を持つ。ただし、その値上げ額は賃金上昇率の55%以内とする。事業認可受領者が料金および又は設備料等の値上げを正当であるとみなす他のすべての場合には、行政府の管轄当局に、すべての必要な資料と証拠となる物を提示して要請しなければならない。職員の賃金の上昇に伴ない緊急に料金及び設備料の値上げを要する場合は、本条項の規定に従い、こうした賃金上昇の起ったその日から値上げできるものとする。

第10条 添付の第1表と第2表で規定されたものより後に、料金、設備料等、及びサービス提供条件を新たに修正する時は、かならず行政府が当契約書に定める基本を厳守してそれらを決定する。ただし前条の最後で規定した場合は除く。電話通信の向上を図るサービスの測定法あるいは他の近代的サービスを導入するに際しては、行政機関がそれを採用することの是非を考慮の上、それを決定するものとする。

第11条 異なる2つの電話局間の通話で、その間の距離が6kmまでであれば加入料月額に含まれる。そのためこの市外通話料金免除の権利をもつ電話局に適用される加入料は、すぐ下のランクのサービス地域の料金となる。そしてその料金は、500までの加入容量のある全電話局において指示どおりの再調整を行う。ただし前述の能力を上回る電話局は除く。

第12条 電話の請求書は請求書記載の期間内に支払わなければならない。支払いのない場合、加入者は義務遂行を遅滞させていると見なす。

請求書の期限が切れ、すぐ次の30日の間においては、会社は次の条件で、各加入者に対して、電話番号を保存しなければならない。

a) 遅れて、最初の5日間は、サービスを停止しないものとする。

b) 次の10日間に、依然として遅滞を続ける場合、サービスは停止され、加入復帰には未納の請求額と、未払いにより停止された一般加入回線への復帰に関する現行の設置料の15%にあたる復帰設備料とを前もって支払うことが必要である。

c) b)に従って停止されたサービスの未払いを続ける場合、その復帰は未納の手数料と、未払いにより停止された一般加入線を復帰するのに必要な設備料の50%の復帰設備料を予め支払った場合に限って行われる。

d) 30日が経過し、請求書の期限が切れた後でも、先に述べた明細どおりに、該当請求額が支払われない場合は、加入契約は解除され、再びすぐにサービスを受けるには、未納の負債額と、該当種別のすべての設備料を、前記30日の期間が終了した日から数えて15日以内に前納して初めて行なわれる。

この規約は利用者に対し、サービスを提供する住所に前もって通告書を送った場合のみ

適用される。通告は a) に決定した期限以内に行なりものとする。

第13条 独占権取得者には罰金を徴収すること、法律によっても本契約によっても許可されていない追徴金を徴収することは禁じられている。また電話が技術的理由により中断している期間に対する料金も徴収しないものとし、作動して最初の24時間の期間は差し引くものとする。

第14条 電話サービスの申し込は、行政府が指定する機関又は支部により署名され捺印された、ページが綴じつけられた帳簿に受付順に記録し、適切な技術上の可能性がある限りは、順番に設置するものとする。申込者には申込み登録証明書が渡されるが、それには順番と申込の日付を明記しなければならない。

行政機関は公的な又は特殊な支部に電話を設置するために優先権制度を利用することができる。

第15条 市外通話の請求書には通話ごとの通話料、受信先の電話局及び総額を明記しなければならない。事業認可受領者は発信地の電話局で、通話の交換証を2年間、加入者が利用できる状態にして保存しておかねばならない。なお、その交換証には番号及び受信地の交換局名、日付、通話申込みの時間と通話開始の時間及び通話時間を記入しなければならない。

第16条 各種電話サービスについては、2ヶ月毎に民法第25条の規定にのっとり計算した納入期限において請求するものとする。

第17条 「事業認可受領者」は、利用者に何ら負担をかけることなく、毎年メンドーサ州の電話番号簿を編集して一般加入回線1回線毎にそれを1部配布しなければならない。

第18条 加入者100名までの電話局の交換取扱時間は7時から20時まで、または関連法規および労働協約から女性職員の交換取扱が認められる場合、7時から23時までとすることができる。地方の事情及び活動状況により妥当であると認められる時は、この最小交換取扱時刻は行政機関と独占権取得者の共通の合意を経て延長できるが、30日以内にかかる状態を解消しなければならない。加入者100乃至200までの電話局の交換取扱に関しても同様である。常時交換取扱をしない電話局の場合、事業認可受領者は、市外空き回線を確保し、電話局で交換取扱をしない時間において一般加入回線を常時交換取扱を行なり上位の電話局へ接続するために必要な装置を設置し、国内網に接続され得ない地区、および時間帯がないようにするものとする。

第19条 利用者はその権利を侵害されたと思う時は、行政府がそのために指定する機関または支部に、それに関するどんな苦情をも申し立てることができる。その申し立てに関し事業認可受領者には該当する説明または弁明をするために15日間の時間があたえられる。この期限をすぎると、当契約の権利及び条項に準拠して該当する問題を解決するものとする。「事業認可受領者」は、利用者にサービスを提供する各電話局及び市外通話通信所に苦情簿1冊を置き、誰にでも利用できるようにしておかなければならない。

第20条 州政府は、当契約のすべての条項および条項ひとつひとつを実施のために、設置する管理機関及び独立して構成される監督機関を通じて常に監査を行なう。

第21条 当契約の条項の重大な違反はすべて、その結果、契約の失効をもたらすものとする。行政機関は、こうした状況があるとき、それを事業認可受領者に伝達するものとし、事業認可受領者は、正味30日後にその弁明を表示しなければならない。契約が失効すると、当契約の当事者が相互に協定した免除規定は取消されることを意味する。「独占権取得者」の権利失効が申し渡されると、以後の2ヶ月間支払いを請求することはできない。また前払いで支払われた払い込みの2ヶ月が切れるまでサービスを提供し続けなければならない。

事業認可受領者に責任がある事項がたびたび不満足な形でくり返される場合が他にも生じたとき、行政機関は事業認可受領者に対し、欠陥の重大性に従って差をつけた罰金を課すことができる。ただし管轄の裁判所に訴える場合は除く。

第22条 その他の当契約に関する違反が生じる場合、すべてメンドーサ州の通常裁判所の裁判官の判断にゆだねるものとし、そのために当事者は特別な住所を、つまり州政府は知事室に、また「事業認可受領者」はメンドーサ市ヘネラル街534番に置く。

第23条 州または市のいずれかが電話事業を発展させるため第3者に事業権 — これは認可を与える側が保留している権利である — を譲渡することに同意した場合、「事業認可受領者」側は、その場合に譲渡させる特権のひとつあるいはすべてを認められたもの、すなわち、それが本契約に組入れられたものと見なすことができる。

第24条 当契約はメンドーサ州の立法機関による承認から数えて36年間継続するものとする。この期間中、一方を行政府と市当局、他方を「事業認可受領者」として、両者の資産の関係は次の基準により統轄される。

a) 「事業認可受領者」は、税法第209条又はこれに代わる条令、又は他のあらゆる税金のほか、市の公益事業、すなわち街路清掃、照明、清掃及びごみの処分の経費を支払うものとする。

b) 「事業認可受領者」はそれ以外の、一般税、特別税を問わず、県又は市が設ける税の支払いを免除される。

c) 州政府及び市当局は電話業務及び「事業認可受領者」が提供する他のあらゆるサービスに対して、それに相当する料金及び、又は負担料を50%割引いた上で支払うものとする。

d) 「事業認可受領者」が州政府及び市当局に提供する電話業務は、該当期間後、規定どおり払込みを行うものとする。状況により、州政府及び市当局が提供されたサービスに対して支払いを行わない場合、それに相当する金額を「事業認可受領者」の支払うことになっている州税、ロイヤルティ及び市税の形で差し引いて、その金額の賠償に充てる事ができる。

e) 「事業認可受領者」は、メンドーサ州政府に対し、最初の11年間、毎年、この事業権を利用した結果獲得する年間総収入の2%を、残り25年は毎年3%を支払うものとする。

第25条 「事業認可受領者」は当契約を、行政府が判断して、十分な技術能力と財政資産を有する他の個人又は会社に譲渡することができる。

第26条 契約期間を終了する時、「事業認可受領者」が当契約の裁可の日までに建造した構築物及び設備のすべてと、1986年(含む)までに建造するそれらとは、何の負担も弁済もなしに良好な機能状態で、州の所有となるものとする。

この事業の最後の15年間に、使用されなくなる他の構築物及び設備は、これらを建造するのに費した経費の総額を州が「事業認可受領者」に現金で支払って、州の使用に供せるものとする。ただし、これらの構築物及び設備が構築され終ってから、本契約の満期の時期までに経過する年に1年につき建造した部分の十五分の一を差し引くものとする。

第27条 「事業権取得者」は、無料で、メンドーサ市に20本の直通回線と50本の一般加入回線、更に各県に1本の一般加入回線を州政府の使用用に提供すること。

公共施設、消防、警察、知事、大臣の通話、それに調査用電話の呼び出しは、料金を追徴することなく、至急かつ直接の呼び出しとする。

第28条 行政府は指定の機関又は支部を通じて、公道に設置された、又は設置されようとする、乗客輸送公共事業に用いる電話に関する法規を公布することになっている。またこの電話の名義人は州とする。

第29条 当契約が立法府により承認されると、当事者のいずれも、いつであれこれを公正証書とする請求を行って差しつかえない。これは政府の公正役場の仲介により行うため、作成料、印紙代、税又はその他の費用を負担する必要はまったくない。

メンドーサ市において、1965年9月27日、同内容、単一目的のため2通に署名する。

署名) 技師 ダニエル・ロレンソ・ビクチースベン・アンドレン氏

第2条 — 法第911及び当法に違反するあらゆる規定を廃止する。

第3条 — 行政府に伝達すること。

1965年11月27日、メンドーサ州の立法府議会の場所において告示する。

(サ イ ン)

メンドーサ 1965年12月3日

以上をもって、州法とみなし、これを履行し、伝達・公表し、かつ公文書記録に加えるものとする。

(サ イ ン)

メンドーサ州政府，公共事業省

1985年12月23日 メンドーサ 政令第3852号

これまでにCATに対して送付し，かつ，CATが受領した書簡類ならびに目的を同じくする訴状第48-A-85および47-A-85とをまとめた公報第546-D-84号を査証した上で，さらに公表された訴状より，メンドーサ州条令第3403号に定める事業認可契約の契約内容からCATが逸脱したこと，また，通信庁達第226号並びにメンドーサ州令第1347/84号および第1688号にもとづいて創設された機関，CAT調査，勧告，統制委員会を通じて確認をとったこと，

公報第546-D-84号の行政訴訟の付則3の内容に合致する申し立てによって，政府通信次官を通じてCAT（171/182事業主）に対し，メンドーサ州における電話業務の提供に不備がある点で苦情を申し立てることが決定したこと，および183/213fsのCATよりの回答が不備なものであり，そのため州条令第3403号によって承認した電話事業認可契約書で定められた諸義務を遂行するようCATに要請する州令第107/85号を発令せざるをえなかったこと，

228/251号文書にてCATに対し抗議する申し立て状が政府の法務局を通じ，1985年2月5日に，事業認可受領者（CAT）に通告されていること，

上記の異議申し立てに対しCATが州の要請を拒否し，州のこの要請に関して目下問題となっている諸局面に断を下す権力は国家にのみ属しており，メンドーサ州における電話業務は，国の定めた料金収入を納入できる経済的・財政的可能性を考えた上で事業認可受領者CATに譲渡されたとの意見を表明していること；

CATのこの立場がいかなる形においても本政府の受け入れられるものでないこと，また他面州政府がこの事業認可受領者と署名の上取り交した契約と合致するものでなく，このことは譲渡権をめぐって交渉に当る権限を州政府に対して認めないという極端な方向に一方向的に契約内容をゆがめるものであって，州による事業認可行為を理由づけてきた諸原理に対する違反行為を意味していること；

この州において施行されている法律が実施されるよう，そして認可の対象となってきた諸公共事業を正常に運営させるよう監視することはこの州政府の役目であること；

公共の幸福と福祉を振興することが州政府の目的であり，今日，コミュニケーションの問題は，メンドーサ州内の孤立した地域を放置してそれらに経済的不利益を押しつけることなく，州内の諸地域をスムーズに，効果的かつ経済的に，そして完全な形でまとめるために他では代替できない手段であること；

行政権に関する現行の法規に照らしても独占権認可側には，被認可者に対する契約内容の遂行と電話事業の運営を要求する権限が認められており，事業認可契約書の第21条にそって非履行ならびに違反行為に対して罰金を課すと同的にその契約の失効をもとめることができること；

契約者（州）による行政監査はメンドーサ州当局の契約および法律上の諸規定が遵守されているかどうかを監視するために認められている手段であり、この点は基本法規つまり商社法第19550号の第299条5項および第300条、第301条2項などに認められているところであること；

1960年の政令第4334号によって電話事業に関するこの事業認可問題も検討されている以上このような手段は決して目新しいものではなく、契約諸条項に対するCAT側の不履行を示す数多くの事実が適切な形で明らかにされたが、その上、場合によって適用しうるこれ以外の諸手段に訴えるなら、上の不履行行為あるいは新たな不履行事実がまだ存続していることをさらに充分明示できること；

上述の理由によりメンドーサ州政府は政府顧問官の提案にもとづいてこの手段を適用する必要にせまられていること；

CAT側は違反行為が州当局によるものと主張しているが、州としてはこの主張は受け入れられないものであり、州は自己の権限を行使するに当りその行動の合法性を確信していること；

上記の諸事実を考慮した上で、

州知事は、各大臣合意を得て、以下の条令を公布する；

第1条 — メンドーサ州においてアルゼンチン電話株式会社を行政監査することとする。ただし、その理事会の解職は行なわない。

第2条 — メンドーサ州通信局長H・ダニエル、マリアス氏を監査官に任命する。同氏は本条令の第4条に定める職責の達成のため、最大の権限を有するものとする。

監査官はその職責を遂行するため、必要とする補佐役（複数）の任命を要請することができ、必要な場合警察力の介入を要請することもできるものとする。

第3条 — 監査には下記の機能および目的があるものとする。

A. 事業権認可に関して、

- 1) 法律第3403号によって承認された協約の内容が厳重に実施されるよう監視する。
- 2) 上記の法律に対する違反事項ならびに本条令にもとづいて実施される決定事項を毎月行政当局に報告する。
- 3) 工事実施計画の修正、調査、調整を行う。すなわち州当局が認可した投資計画および事業拡張計画の分析。各種計画の命名。事前調査、工事計画の開始および終了期日。州政府の必要性に対する配慮。
- 4) メンドーサ州内の電話事業にかかわる資産の総目録、収支決算書、および事業認可をえた時点における諸結果を開示する。すなわち、この時点における、事業実施のため投入した資産。またこれらの資産の再評価価格および、帳簿等による詳細な再評価の実際。再評価の型式。残存価格の決定。減価償却の型式。資材、予備品、器材の価格の決定、会計審査。
- 5) CATが電話事業を提供している、アルゼンチンの他の州に関連する資産とは明確に区別

した形で、メンドーサ州の通信事業に関連する資産を確定するため、C A Tが用いている方式も同じく明確にするものとする。さらに、メンドーサ州のC A Tの電話代表部門が他州の同様な部門とどのような資産あるいは資材の譲渡あるいは交換を行っているかも明確にするものとする。

- 6) C A Tが購入する電話機およびその他の電話事業に関する資材について、それらの機種ならびに製造業者名を明確にし、それが公開入札によって購入されているか、あるいは、その反対に単一の業者から購入されたものであるかどうかを明らかにすること。また購入したあと一般に貸与する機器の価格を現に市販されているものと比較して、アルゼンチン国内にもっと廉価な電話方式、設備、資材があるかないか、およびそれを購入しなかった理由を明確にすること。
- 7) この州に投資された資本総額に関する情報を再整理する。すなわち、経営成果を決めるための経費の配分方法および収益の区分方法。ENTELとの共同事業の際、すなわち、大容量の回線を使用する際の清算形式と割合。短期の年間計画および中期計画に関する資金計画。建設工程別、設備別に分割した実質投資の年間実施線表。
- 8) 独占事業開始以降、特権の代償としてメンドーサ州に支払った補償額を開示し、その分析を行うよう委任する。メンドーサ州で事業を行うに当たって、事業を開始してからの11年間は年間の粗収益の2%を、その後の25年間にその3%をメンドーサ州に納入するとの条項(条24条)を事業認可受領者側が履行している。あるいはそれを履行したかどうかを明確しなければならない。
- 9) 会社が電話事業に関連して権利として有する公有および私有の土地財産について、その使用权、利権、および占用権の全てを開示し、分析する。

B. 州内の事業に関して

- 10) 事業サービス品質の確認を行う。すなわち、伝送計画。輻輳計画。トラフィック予測。トラフィック曲線。無作為に抽出した加入者に行った電話アンケートとの照合。
- 11) 苦情および告発について実施した行政措置を利用者に確認することを委託する。すなわち、問題の性質および採用した解決策。苦情処理充当額。半月ごとの要約の照合。
- 12) 下記の事柄についての統計を再整理および照合を実施する。
 - (a) 修理と苦情、故障箇所等の確認(装置別、屋外電気通信設備別、屋内電気通信設備別、地下埋設電気通信設備別、電話局内電気通信設備別、その他の設備別)。
 - (b) 通話接続の遅れ。
 - (c) 電話局別および装置別大容量基幹回線の断およびその継続時間。その原因の詳細。
 - (d) 各電話局別、新規申込積滞数と住所変更申込数。
 - (e) 過剰登算パルス課金についての苦情の処置。この点に関してはとくに会社に対する苦情の量がどれ位であるか、その苦情が保存されているか破棄されているかどうか、速みやか

に然るべき方法で対処したかどうか、苦情の内容が本当であることが分かった場合、利用者に余分に請求した金額は返却したかどうか、以上についての確認をおこなわなければならない。

(f) 利用者に対するサービスが迅速になされているか、どのような形でなされているかの確認。

13) 電話架設申込原簿および苦情原簿の署名、封印の確認を行うこと。

14) 各地域ごとの業務時間表の再編成と点検を行う。

15) 電話料金請求過程の確認ならびにその請求の実際について確認を行う。すなわち、請求を行うについてどのような方法がもっとも適切であるか、支払い期限、支払いを期限内に行わなかった利用者に対する罰則規定の明確化。その理由。

16) メンドーサ州において過去2年間に取付けた公衆電話の数ならびに県内での公衆電話設置申し込み数およびその具体化の方策を明らかにすると共に、その保守状況をも明確にすること。

C. 州内電話回線網について

17) 現在稼働中の電話局施設配置図を確認する。すなわち、構成要素、規格。各地区の監視手段。

18) 加入者網のシステムの確認を行う。すなわち、一次ケーブルの布設状況、二次ケーブル配線状況、地区別屋外端子函の設置状況ならびに各屋外配線函、端子函の収容区域及び空き線数等を明らかにすること。使用されている資材の質、接続状況、使用中と空きとを問わず加入者網における対の収容位置について確認すること。試験台からの電話対の絶縁、導通の管理。

19) 3次配線網を明らかにする。すなわち、接続加入者数等。

20) 保守要員及びその交替要員施設等について明らかにする。すなわち、修理件数、申込数、故障中電話の数。区域別あるいは配線函、端子函別、職員数、自動車台数。監視形式。

21) 地下配線状況を明らかにする。すなわち、地下配線の伸べ距離、地下マンホールの設置場所、ケーブル布設状況。ケーブルの防水装置についての確認も行うこと。

22) ケーブル加圧機の機能、動作態様及び試験について確認する。すなわち、技術仕様。規格の統一。

23) 土木基礎工事の保全状態の確認を行う。すなわち、規制の制定。

24) RF（搬送波、VHF、UHFなど）システムによる回線の機能の確認を行う。すなわち、サービス品質の試験、測定。規格の統一化。伝送システムにおける機能の配分の確認。中継機、同軸ケーブル。その配置、布設の状況と回線数。

25) 電力設備の機能、動作態様および試験についての確認を行う。すなわち、整流器、各種自動装置、バッテリー室、バッテリーの設置状況、その保全状況を確認すること。換気装置な

らびに防火設備。

第4条 — 本条令はメンドーサ州立法機関に通告し、さらに国の通信庁、を通して国の政府に通告して、効力を発生するものである。

第5条 — 本条令は通告、公表、公式記録に登録し、文書庫に保管するものとする。

(署名略)

メンドーサにて。1985年12月26日

この日付をもって、政令第3852/23-12-85号に定める事項の通告を受けたことを確認し、それをそのまま直ちにアルゼンチン電話会社理事会に検討事項として提出し、そこにおいて本政令に関してとるべき対策につき決定ことになろうと言明する。

アルゼンチン電話会社、メンドーサ支店長。

付属資料5-1別紙 一部収集資料内容

電話通信法(1972年8月22日公布)

第1章 一般規定

目的,用語の定義,国の管轄の範囲,国の行政機関の権限,等

第2章 電気通信審議会(CONATEL)

CONATELの役割,責任,構成,委員の資格等

第3章 電気通信サービス

第1節 共通規定

第2節 電 信

第3節 電 話

第4節 無線通信

第5節 放 送

第6節 特別サービス

第4章 料率,料金,設備料

第1節 電気通信

第2節 放 送

第5章 電気通信開発

第6章 国の安全に関する規定

第7章 移行規定

通信庁達第729SC号,

電気通信活動・資材登記簿(RAMATEL)および,装置基準諮問委員会(CANE)の創立
細則(24.12.'80)

1. 範 囲

2. 目的および組織

2.1 目 的

2.2 組 織(技術情報センター)

3. 登記簿記載の意義と義務

3.1 活動登記簿記載の意義

3.2 活動登記簿記載の義務

3.3 資材登記簿記載の意義

3.4 資材登記簿記載の義務

3.5 国で販売されていない資材

4. 登 記 簿

4.1 登記簿の分類

- 4.2 記載事項
- 5. 諮問委員会
 - 5.1 諮問委員会の機能
 - 5.2 諮問委員会の統合
- 6. 記載についての一般条項
 - 6.1 宣誓情報の性格
 - 6.2 手続きの場所
 - 6.3 記載の有効性
 - 6.4 記載・更新の料金
 - 6.5 記載の証明
- 7. 活動登記簿記載
 - 7.1 登動の範囲
 - 7.2 資格の範囲
 - 7.3 請求できる記載
 - 7.4 “技術代表人”
 - 7.5 記載の文書化
 - 7.6 記載の検査
- 8. 資材登記簿記載
 - 8.1 資材を登記できる人
 - 8.2 装置および空中線の記載
 - 8.3 構造の記載
 - 8.4 記載の検査
 - 8.5 調達者の記載
 - 8.6 証明試験の料金
- 9. 記載の変更
 - 9.1 管理上の変更
 - 9.2 技術的変更
- 10. 義務
 - 10.1 記載人の一般的義務
 - 10.2 製造人の特別義務
 - 10.3 販売人の特別義務
 - 10.4 設置人の特別義務
 - 10.5 保守専門家の特別義務
 - 10.6 技術代表人の義務

11. 記載の失効および留保

11.1 義務の不達成

11.2 活動登記簿についての失効と留保

11.3 資材登記簿についての失効と留保

12. 記載の障害

政令第348号電話サービス申込接続の優先順位についての新制度 25.1.'84

- グループ1 住居の変更, 新規申込のうち, 20年を越えるもの。
- グループ2 病院, 療養所, 医院, 医学分析研究所, 薬局, 救急施設, 医療施設, 座院等, 歯科医療施設, 化学医薬品施設, 生理学検査施設
- グループ3 産業組織, 一般的財政事業体, 一般商業事業体, 相互扶助組織, 協同組合, 公共事業体, 学校又は私的教育機関, 放送又は一般的専門職業研究機関グループ4又は5に属するものの申込のうち, 10年をこえるもの。
- グループ4 商業および産業会議所, 専門職業人協会, 社会, 体育文化関係機関
- グループ5 一般家庭等

通信庁達第56号

CATおよびCETとENTELが締結した協定の承認 25.1.'84

23.10.'83にENTELが締結した協定を承認する。

協定は市外回線の設定, 市外回線使用状況判定の方法等に関するものである。

政令第799号

政令第348/84号の申込接続の優先順位の制度の範囲の拡大 13.3.'83

政令第348/84号はENTELのみを対象としたものであったが, これを他の電話サービス提供業者にも拡大した。

公共事業省達第216/84号

電話, テレックスパルスおよびデータ通信パケットの新料金 20.3.'84

電話パルス当り	アルゼンチンペソ	52センターボ	\$ ^a	0.52
テレックスパルス当り	アルゼンチンペソ	94センターボ	\$ ^a	0.94
データ通信パケット当り	アルゼンチンペソ	636/10,000ペソ	\$ ^a	0.0636

ENTELのみならず, 他の電話サービスを提供する会社組織, 事業体は上記料金を適用すべきである。

公共事業省達第217/84号

ENTEL提供の基本サービスの新料金(20.3.'84)

- a) 一般加入, テレックス加入, 特殊回線専用の申込であって, 連続した60日を越えない期間の使用のみを目的とするものは, 臨時加入回線の申込とする。臨時使用期間の延長は連続した30日を越えないものとする。臨時の回線, 機器の設置の費用は徴収する。
- b) 臨時回線, 加入の場合の設置費用は, 普通加入の15%とする。

公共事業省達第218/84号

金フラン貨のアルゼンチン貨幣の等価値(21.3.'84)

国際郵便, 国際電報, 国際電話の支払いに関する金フラン貨は, アルゼンチン貨幣では, 10ペソ69セクターポ \$a 10.69とする。

公共事業省達第228/84号

ENCOTELの新料金(22.3.'84)

1. 郵便サービス : \$a 2.50/単位
2. 電報サービス : \$a 0.90/課金単位 等

通信庁達第194SC/84号

市内電話通話のために使用する金属票の新料金(26.3.'84)

公衆電話サービスに用いる金属票の販売価格 : \$a 3.00

公共事業省達第103/84号

ENTEL提供の基本サービスの新料金(3.2.'84)

電話, テレックス設置料, 設置場所, 名義変更料等についての料金表を含む。

基準SC-Q2-6008 (LANTEL 12.1981)

技術仕様書 公衆通信システムに接続される単側帯波送信機
単側帯波受信機
単側帯波送受信機

I 一般条件

1. サービス
2. 周波数範囲
 - 2.1 特定サービス
 - 2.2 装置（装置の周波数可変範囲は1.8MHzまで拡大できるのが望ましい）
3. 通信路装置
 - 3.1 固定同調通信路は切替可能で、かつ4以上
 - 3.2 側帯波は内部又は外部のいずれかを選べるようになっていること。
4. 使用方法
セミデュプレックス
5. 電波放射の形式
 - 5.1 放射形式 3A3J
 - 5.2 オプション 個別仕様化
6. 無線通信路の帯域幅 : 3 KHz

II 電源

III 送信機仕様

1. 周波数安定度 5 ppm
 - 1.1 測定方法
2. 包絡線尖頭出力
精度 $\pm 10\%$ で製造業者が指定
 - 2.1 上記規定値の劣化の限度
 - 2.2 測定の方法
3. 不要波の放射
 - 3.1 非主要波の放射 - 37 dB以下
 - 3.2 帯域外放射 - 25 dB以下
 - 3.3 測定の方法
4. 残留搬送波 - 37 dB以下
 - 4.1 測定方法
5. 不要残留側帯波 - 37 dB以下
 - 5.1 測定方法
6. 音声周波数応答 偏差6 dB以内, 350~2,700 Hz
- 40 dB 3,500 Hz
 - 6.1 測定方法

7. 残留ハムおよび放射雑音 -40 dB 以下

7.1 測定方法

8. 送信機から空中線への接続 非対称給電線

9. 負荷インピーダンス $50 + j0$ オーム

10. 機能試験

10.1 測定方法

IV 受信機仕様

1. 空中線から受信機への接続 非対称給電線

2. 入力インピーダンス $50 + j0$ オーム

3. 感度 $0.5 \mu\text{V}$, 1.0 dB 以下の劣化は許容する。

3.1 測定方法

4. 音声周波数応答 偏差 6 dB 以内, 400~2,600 Hz

4.1 測定方法

5. 選択度 中心周波数 $\pm 2,500$ Hz で 50 dB 以上

5.1 測定方法

6. スプリアス信号抑圧度

6.1 イメージ周波数抑圧 50 dB 以上

6.2 中間周波数抑圧 50 dB 以上

6.3 他のスプリアスの抑圧 50 dB 以上

6.4 測定方法

7. 周波数安定度 5 ppm

7.1 測定方法

8. 自動利得制御 $2 \mu\text{V} \sim 10 \text{ mV}$ 間で出力信号偏差 6 dB 以内

基準 SC-Q2-6009 (LANTEL 12.1981)

技術仕様書 専用単側帯波送信機

専用単側帯波受信機

専用単側帯波送受信機

基準 SC-Q2-6009 と略同じ特性が規定されている。

政令第2422号無線通信サービスに関する料金等 (16.9.'83)

無線局が国に支払うべき料金である。例えば

固定および移動放送局

a) 運用者免許料	\$ a	87.-	
b) 建設許可料	\$ a	56.-	
c) 技術認定料	\$ a	21.-	等
国際通信衛星用主要地球局1年当り	\$ a	408,564	
国際通信衛星用専用地球局1年当り	\$ a	170,022	
国内通信衛星電話用公衆地球局1年当り	\$ a	28,372	
国内通信衛星電話TVプロ伝送用地球局1年当り	\$ a	81,625	
国内通信衛星TVプロ伝送用地球局1年当り	\$ a	71,004	
国内通信衛星電話用公衆地球局1年当り	\$ a	16,296	
国内通信衛星公衆サービス, TV受信用地球局1年当り	\$ a	54,126	等
ルーラル電話サービス基地局1年当り	\$ a	1,397	
ルーラル電話サービス加入局1年当り	\$ a	349	等

の記載がある。光通信方式であっても、空間伝送を利用する方式の局は、年額を支払う必要がある。

通信庁達第97SC号無線リンクによるメートル波帯の多元接続ローラル電話サービス細則
(19.2.'81)

1. 定 義

- 1.1 多元接続によるローラル電話サービス
- 1.2 多元接続によるローラル電話システム
- 1.3 多元接続
- 1.4 無線中央局
- 1.5 インターフェースユニット
- 1.6 ローラル加入者無線局
- 1.7 ローラル加入者
- 1.8 ローラル地域
- 1.9 準都市地域
- 1.10 サービス提供会社

2. サービスの一般的条件

- 2.1 サービスの提供
- 2.2 無線中央局とローラル加入者間の相互接続
- 2.3 接続電話局

3. 管理基準

- 3.1 要望の提出
 - 3.1.1 要望主体の性格
 - 3.1.2 要望提出の場所
- 3.2 要望主体が提出すべき文書
- 3.3 要望主体の義務と責任
 - 3.3.1 必要要件の調整
 - 3.3.2 システムの購入, 建設, 機能の停止
 - 3.3.3 サービス提供会社への装置の譲渡
 - 3.3.4 加入者への装置の譲渡
- 3.4 事前準備
 - 3.4.1 サービス提供会社による実現性調査
 - 3.4.2 周波数計画についての配慮
 - 3.4.3 加入者端末に関する制限
 - 3.4.4 要望主体とサービス提供会社間の協定
- 3.5 実施計画
 - 3.5.1 製造会社との契約

- 3.5.2 要望主体と製造会社間の協定
- 3.5.3 実施計画文書
- 3.5.4 実施計画の必要要件
- 3.5.5 実施計画の承認と無線網の認可
- 3.5.6 認可の性格
- 3.5.7 工事の実行
- 3.6 サービスの試験
 - 3.6.1 工事の監督と受入試験
 - 3.6.2 システムのサービス試験
 - 3.6.3 多元接続によるローラル電話システムの承認
- 3.7 新加入者の編入
 - 3.7.1 新加入者編入の条件
 - 3.7.2 提供の文書
- 3.8 料率, 料金, 料金表
 - 3.8.1 料率と料金
 - 3.8.2 料金の決定と月毎料金請求
 - 3.8.3 免 除
 - 3.8.4 サービス提供会社の行うべき作業
 - 3.8.5 新加入者の設備料
 - 3.8.6 違 約
- 4. 保 守
 - 4.1 保守の性格
 - 4.2 ローラル加入者無線局の保守
 - 4.3 ローラル加入者無線局の保守の責任
 - 4.4 無線中央局の保守の責任
 - 4.5 保証期間後の保守
- 5. 運用基準
 - 5.1 運用の特性
 - 5.1.1 電話局との相互接続
 - 5.1.2 ローラル加入者間の接続
 - 5.1.3 通信の秘密
 - 5.1.4 ローラル加入者の接続の水準
 - 5.1.5 デュプレックス運用
 - 5.1.6 ローラル加入者から電話局への接続

- 5.1.7 無線回線と無線中央局との接続
6. システムの技術基準
- 6.1 一般的特性
- 6.1.1 固体電子装置の使用
- 6.1.2 環境条件
- 6.1.3 間欠動作
- 6.1.4 放射電力 最大40 dBm
- 6.1.5 無線回線の帯域幅 25 KHz
- 6.1.6 割当帯域 往 165.235~167.235 MHz,
復 171.355~173.355 MHz
- 6.1.7 保護
- 6.1.8 電話信号方式
- 6.1.9 故障信号方式
- 6.1.10 混交調積
- 6.1.11 パンザマスト高
- 6.1.12 建設詳細
- 6.1.13 ルーラル加入者無線局電源 $13.2V_D \pm 10\%$, $220V_a +10\%$, -15%
- 6.1.14 無線中央局電源 -24 , -48 , $-60V_D \pm 10\%$, $220V_a +10\%$, -15%
- 6.1.15 インターフェースユニットの電源 同上
- 6.1.16 強制切断
- 6.1.17 呼の計算
- 6.2 インターフェースユニット
- 6.2.1 二線点レベル 送 0 dBm, 受 -4 dBm, 10 dB 調整可
- 6.2.2 二線点インピーダンス 平衡600 オーム
- 6.2.3 二線点リターンロス 17 dB 以上
- 6.2.4 ハイブリッド平衡減衰量 30 dB 以上
- 6.2.5 漏話減衰量 55 dB 以上
- 6.2.6 ループ抵抗 1,200 オーム以下
- 6.2.7 二線式交換機への相互接続
- 6.2.8 監視施設
- 6.2.9 ダイアルパルス特性
- 6.3 ルーラル加入者局の低周波ユニット
- 6.3.1 二線点レベル
- 6.3.2 二線点インピーダンス

- 6.3.3 二線点リターンロス
- 6.3.4 ハイブリッドの平衡減衰量
- 6.3.5 ループ抵抗 最小300オーム
- 6.3.6 電話機
- 6.3.7 ハイブリッドなしの動作 4線電話機に接続
- 6.3.8 呼出し音周波数および電圧 15~60Hz, 30~60V実効
- 6.4 回線仕様
 - 6.4.1 二線点回線当量 4 dB
 - 6.4.2 二線点可聴周波数レベル 0 dBm 但し1,000Hz
 - 6.4.3 標準周波数偏移 ± 3.5 KHz
 - 6.4.4 信号対雑音比 90%時間で50 dBp以上
 - 6.4.5 周波数応答 CCITT
 - 6.4.6 音声総合否 5%以下
 - 6.4.7 干渉電波に対する保護
- 6.5 サービスの品質 呼損失 1%, 2%, 5%
- 7. 装置の技術基準
 - 7.1 登録
 - 7.2 技術仕様 8 S/C Q3-60.01に従うこと
- 8. S/C Q3-60.01基準
 - 8.1 一般事項
 - 8.1.1 変調形式 角度変調
 - 8.1.2 温度範囲 -10°C ~ 50°C 湿度95%まで
 - 8.1.3 無線周波インピーダンス $50 + j0$ オーム
 - 8.1.4 ルーラル加入者局の符号化
 - 8.1.5 コネクタ
 - 8.2 送信機
 - 8.2.1 最大出力
 - 8.2.2 周波数安定度 ± 10 ppm
 - 8.2.3 周波数偏移 ± 5 KHz
 - 8.2.4 側帯波スペクトラム
 - 8.2.4.a チャンネル端の減衰量 50 dB以上
 - 8.2.4.b 隣接チャンネル中央での減衰量 60 dB以上
 - 8.2.5 不要放射減衰量 60 dB以上
 - 8.2.6 測定点

- 8.2.7 保 護
- 8.3 受 信 機
 - 8.3.1 感 度
 - 8.3.1.a 雑音抑圧感度 20 dB雑音抑圧は-110 dBm
 - 8.3.1.b 使用感度
 - 8.3.1.b.1 信号対雑音比20 dBpで-112 dBm以下
 - 8.3.1.b.2 信号対雑音比47 dBpで -87 dBm以下
 - 8.3.2 撰択度静特性
 - 8.3.2.a ±5 KHzで減衰量 3 dB以下
 - 8.3.2.b ±25 KHzで減衰量 85 dB以上
 - 8.3.3 許容変調帯域幅 14 KHz以上
 - 8.3.4 有効撰択度 隣接チャネル中心で60 dB以上
 - 8.3.5 スプリアス周波数抑圧 80 dB以上
 - 8.3.6 混変調積抑圧 65 dB以上
 - 8.3.7 スケルチ方式 S/N比30 dBで動作
 - 8.3.8 周波数安定度 ±10 ppm
 - 8.3.9 不要波放射 2 nW以下
 - 8.3.10 測 定 点
- 9. 試験の条件および方法
 - 9.1 システムの試験
 - 9.1.1 信号対雑音比
 - 9.1.2 周波数特性および歪
 - 9.1.3 呼の計算
 - 9.2 装置の試験
 - 9.2.1 送 信 機
 - 9.2.1.1 周波数安定度
 - 9.2.1.2 周波数偏移
 - 9.2.1.3 側帯波スペクトル
 - 9.2.2 受 信 機
 - 9.2.2.1 有効感度
 - 9.2.2.2 許容変調帯域幅
 - 9.2.2.3 実効選択度
 - 9.2.2.4 スプリアス周波数抑圧
 - 9.2.2.5 変調積抑圧度

- 10. 計画設計の文書処理
 - 10.1 資格保持者名簿，市民登録および住所文書
 - 10.2 設備概要および内部組織
 - 10.2.1 運用への考慮
 - 10.2.2 ブロックダイアグラム
 - 10.2.3 敷地取得状況
 - 10.2.4 保護措置
 - 10.2.5 空中線系
 - 10.3 平面図および設計の考慮
 - 10.4 無線回線資料
 - 10.4.1 設計基準
 - 10.4.2 地形プロファイル図
 - 10.4.3 回線計算
 - 10.5 地形資料
 - 10.5.1 敷地見取り図
 - 10.5.2 局舎設置図
 - 10.5.3 方位角
 - 10.6 電源資料
 - 10.6.1 性能
 - 10.6.2 電力配線図
 - 10.6.3 電力消費量
 - 10.7 運用スペース
 - 10.8 ケーブル特性及び配線系統
 - 10.9 建設工法
- 11. 部品の供給
- 12. 設備技術資料
 - 12.1 無線設備
 - 12.1.1 製造業者
 - 12.1.2 中央局および加入者局型式
 - 12.1.3 中央局および加入者局の同調範囲
 - 12.1.4 通信庁登録番号
 - 12.2 空中線ハイブリッド
 - 12.2.1 製造業者
 - 12.2.2 型式
 - 12.2.3 送受信系損失損失

12.3 構造

12.3.1 製造業者

12.3.2 型式

12.3.3 計算記録

12.4 空中線

12.4.1 種類

12.4.2 製造業者

12.4.3 型式

12.4.4 通信庁登録番号

12.4.5 利得

12.4.6 主ローブ開き角

12.4.7 F/B比

12.4.8 定在波比及び同調範囲

通信庁達第43SC号 無線リンクによるメートル波およびデシメートル波帯の多元
接続ルーラル電話細則 (1.2.79)

通信庁達第97SC号と略同様な規定である。但し、ルーラル無線電話方式に割当て
られた周波数は、次の通りである。

165.235 ~ 167.235 MHz

171.355 ~ 173.355 MHz

246.250 ~ 250.5125 MHz

256.250 ~ 260.5125 MHz

342.000 ~ 343.0125 MHz

352.000 ~ 353.0125 MHz

459.2625 ~ 460.000 MHz

469.2625 ~ 470.000 MHz

周波数割当基準(ルーラル電話方式について)

1. 周波数割当に当たって考慮すべき事項

1.1 地図上の網目に書かれた第1のグループの周波数を用いる。

グループはⅠ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳである。

1.2 1中央局で8波以上必要なとき、予備グループの周波数を割当てる。

1.3 予備グループをみても明らかな通り、30および32番チャンネルがない。

これらのチャンネルは、増設の必要がない都市と小村落の回線に用いる。

1.4 予備グループを用いても尚周波数が不足するとき、次の点に配慮して周波数と割当

てる。

a. チャネル30と33はチャネル36に混交調積を作る。

1.5. チャネル35あるところで、チャネル36と増設するときは、25 KHz 間隔であることに注意すること。

1.6. 都市から村落には下部周波数を、その反対方向には上部周波数を用いる。等

1000MHz 以下のMDF/MF 帯多重電話システム（電気通信局命令）

1°) 回線設計計算表に沿って計算すること。

2°) 障害物等の追加減衰がある場合、その詳細な計算を、図表と共に示すこと。

3°) 電気通信局は必要に応じ、追加フィルタ、デュプレクサ、受信機選択度の特性を要求することがある。

4°) 80%の時間での許容有効信号値は別に示す。

又、80%の時間で品質劣化しないための保護比を別に示す。

5°) 必要に応じ、干渉量減少のため、高利得アンテナを用いるよう要請する。

6°) 周波数割当に必要な場合、電気通信局はケーブル、フィルタ、アンテナ等の修正変更を求めることがある。

7°) 製造業者等に対し、給電線系統のデータを求めることがある。等

の記載があり、回線設計計算法が附録として添付されている。

イ) 回線設計法では、Kの50%値は $4/3$ 、Kの99.9%値は0.73としている。

但しKは等価地球半径係数である。

ロ) 球面によってフレネルゾーンが庶蔽されることにより損失は、M係数を求め、それから導出する方法（図表化した方法）、を用いている。

ハ) 干渉雑音の計算法についても記載してある。

ニ) 計算のための回線容量は120CHまでである。

基準SC - St 2 - 44.03

長距離電話呼禁止装置

1. 定義

2. 機能

3. 作意的誤ダイヤル防止のための最小限の装置

4. 電気的特性

5. 工事特性

基準SC - St 2 - 45.01

電磁式自動構内電話交換装置

1. 定 義
4. 機 能
5. 機能の確認
6. 技術特性

基準SC-St-45.02

電子式自動構内電話交換装置

1. 定 義
4. 機 能
5. 機能の確認
6. 技術特性
7. 電源装置

プエノスアイレス回線設定基本計画 ENTEL (3.2.'84)

1. 序 論
2. 回線設定の現状
 - 2.1 郊外地域から首都への通信
 - 2.2 首都から郊外地域への通信
 - 2.3 郊外地域間通信
 - 2.4 長距離通信
 - 2.4.1 長距離発信呼の通信
 - 2.4.2 長距離着信呼の通信
 - 2.4.3 交換手による長距離通信
 - 2.5 郊外地域内通信
 - 2.6 首都内通信
 - 2.7 国際通信
3. 市内トラフィックの回線設定の将来
 - 3.1 郊外地域から首都への通信
 - 3.2 首都から郊外地域への通信
 - 3.3 二郊外地域間の通信
 - 3.4 タンデム局相互接続
 - 3.5 首都内通信
 - 3.5.1 異収容区域の通信
 - 3.5.2 同一収容区域の通信
 - 3.6 郊外地域内通信
 - 3.7 直通ルート

4. 長距離トラフィックの回線設定の将来
 - 4.1 第1段階
 - 4.1.1 首都までの長距離通信
 - 4.1.2 郊外地域までの長距離通信
 - 4.1.3 首都からの長距離通信
 - 4.1.4 郊外地域からの長距離通信
 - 4.2 第2段階
 - 4.2.1 首都までの長距離通信
 - 4.2.2 郊外地域までの長距離通信
 - 4.2.4 郊外地域からの長距離通信
 - 4.3 ブエノスアイレス内の一次センタ回線設定
5. 国際トラフィックの回線設定の将来
 - 5.1 第1段階着信呼回線設定
 - 5.1.1 連邦首都各電話局との通信
 - 5.1.2 郊外地域電話局との通信
 - 5.2 第1段階発信呼回線設定
 - 5.2.1 連邦首都各電話局との通信
 - 5.2.2 郊外地域電話局との通信
 - 5.3 第2段階着信呼回線設定
 - 5.3.1 連邦首都各電話局との通信
 - 5.3.2 郊外地域電話局との通信
 - 5.4 第2段階発信呼回線設定
 - 5.4.1 連邦首都各電話局の通信
 - 5.4.2 郊外地域電話局の通信

将来的には、迂回ルートによる回線設定を行なうことを主眼とした回線設定法である。市外についても、ブエノスアイレス端局の他、クーヨ局を設けて迂回ルートを設定することとしている（第1段階）。この他ブエノスアイレススタンダム局を設け、クーヨ局、ブエノスアイレス端局を代替ルートの交換局とすることとしている（第2段階）。

迂回ルーチ計算の方法（ENTEL）

1. 網設計基本基準
2. 迂回ルート計算の原理
 - 2.1 定義
 - 2.2 基準
3. 迂回ルートの手計算

4. 基幹区間の計算

4.1 計算例

迂回ルート費用と直通ルートの費用との比： R

2点間のトラフィック量： A

から、2点間の最適直通回線数、平均あふれ呼量 M 、あふれ呼量分散 V を求める。

M と V よりピーク係数 $K_p = V/M$ を求める。基幹回線の呼損率を1%又は2%として、この2点間のあふれ呼接続のために必要な基幹回線数を K_p と M より求める。

以上の方法を説明したものである。

伝送基本計画 (ENTEL)

第1章 序論および計画の目的

第2章 定義

第3章 減衰計画 (損失配分計画)

第4章 安定度計画

第5章 網内雑音配分

第6章 エコーについての考察

付録1. 加入網通話当量配分

付録2. 網のハイブリッドの平衡減衰量についての統計

上記のうち、第3章減衰計画 (損失配分計画) についての資料を収集した。

内容は、

3.1) 一般事項

3.2) 加入網

3.3) 複局地域

3.4) 四線式網

3.5) 国際接続

3.6) ブエノスアイレ 複局地域

から成る。アルゼンチン共和国ENTELでは、修正通話当量を用い、基本修正通話当量

$ERC_f = 15.0 \text{ dB}$ とする。すなわち

送信側市内系 $ERC = 10.5 \text{ dB}$

リンフ部 $ERC = 7.0 \text{ dB}$

受信側市内系 $ERC = -2.5 \text{ dB}$

である。

最大ループ線路抵抗 $R_{max} = 800 \text{ オーム}$

と定める。

加入者系の測定の結果では、実際に使用している電話機では平均で

$$\overline{\text{ERC}}_{\text{TX}} = +14.5 \text{ dB}$$

$$\overline{\text{ERC}}_{\text{RX}} = -2.5 \text{ dB}$$

である。基本電話機を用いると、平均で

$$\overline{\text{ERC}}_{\text{TX}} = +10.5 \text{ dB}$$

$$\overline{\text{ERC}}_{\text{RX}} = -2.5 \text{ dB}$$

となる。

最大修正通話当量 ERC_{max} は、線路設計条件が悪く、 $R_{\text{max}} = 1,200$ オームのときに生じた。

a) 現用電話機使用

$$\text{ERC}_{\text{maxTX}} = +22.5 \text{ dB}$$

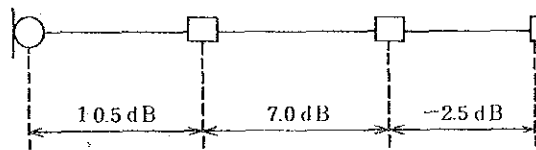
$$\text{ERC}_{\text{maxRX}} = +2.0 \text{ dB}$$

b) 基本電話機使用

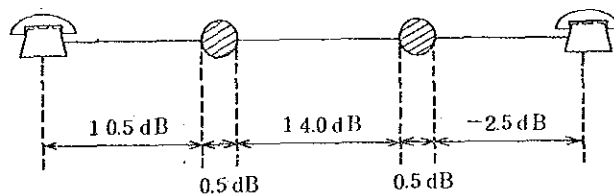
$$\text{ERC}_{\text{maxTX}} = +18.5 \text{ dB}$$

$$\text{ERC}_{\text{maxRX}} = +4.5 \text{ dB}$$

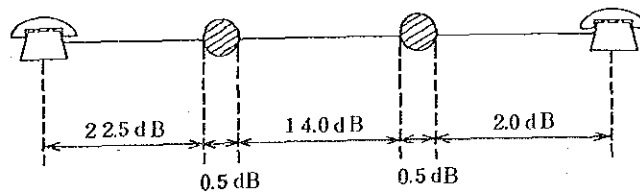
上記を基本として次のように定めている。



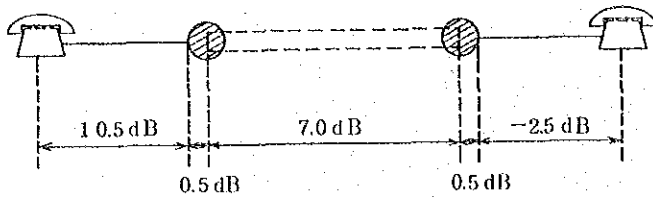
基本 ERC : 15.0 dB



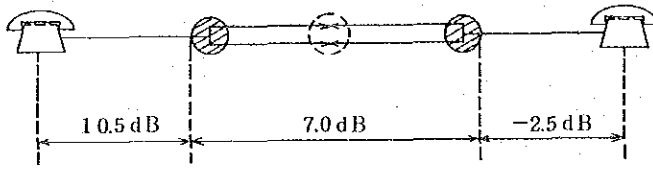
複局地の平均基本接続 : ERC = 23.0 dB



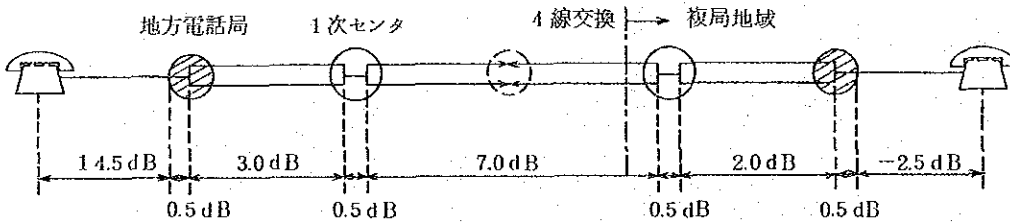
複局地加入者間の最悪接続の実際 : ERC = 39.5 dB



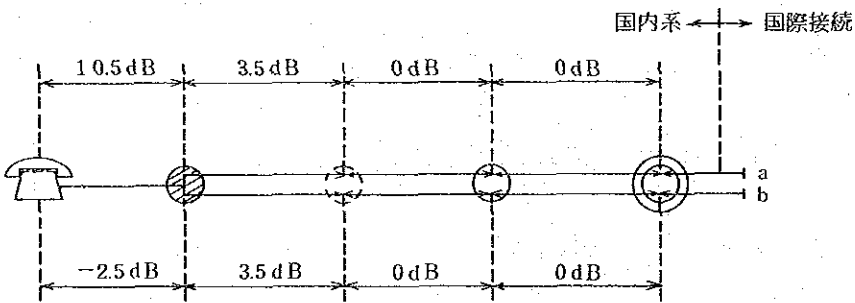
複局地の電話局間の基本デジタル回線：ERC=1.6.0 dB



四線式交換を含む平均基本接続：ERC=1.5.0 dB



電話局と複局地電話局間の平均接続の実際：ERC=2.6.0 dB



国際接続の国内部分：ERC_{TX} = 1.4.0 dB, ERC_{RX} = 2.0 dB

等

信号計画 (ENTEL)

第1章 序 論

- 1.1 目 的
- 1.2 信号の機能
- 1.3 信号方式

第2章 可聴音及び記録通信文

- 2.1 最繁時信号の公称平均電力 -15 dBmO
- 2.2 信号パルス電力絶対値レベルの許容最大値
- 2.3 帯域外信号として勧告される方式
- 2.4 国内トーン信号方式

第3章 線路信号

- 3.1 自動電話局加入者線信号
- 3.2 電話局間中継線信号の定義と機能
- 3.3 課金段階の信号の状態
- 3.4 非課金段階の信号の状態
- 3.5 応 用

第4章 レジスタ信号

- 4.1 定 義
- 4.2 特 性
- 4.3 多周波信号
- 4.4 信号の処理

第5章 多周波信号装置

第6章 加入者の種類

第7章 通信用番号の桁数

- 7.1 複局地区又はPC地域内の市内呼
- 7.2 複局地外又はLO地域外の市内呼
- 7.3 国際呼
- 7.4 特 番

以上の内容うち、以下に項目を示すもののみ入手している。

信号計画 (ENTEL)

第1章 序 論

- 1.1 目 的
- 1.2 信号の機能
- 1.3 信号方式

第2章 可聴音および記録メッセージ

- 2.1 最繁時信号の公称電力中央値 -15 dBmO (電力中央値 = $31.6 \mu\text{W}$)
- 2.2 信号パルス電力絶対レベルの許容最大値

周波数 (Hz)	相対0Vベル点の信号 の許容最大電力 (μW)	対応する電力絶対Vベル (dBm)
800	750	-1
1,200	500	-3
1,600	400	-4
2,000	300	-5
2,400	250	-6
2,800	150	-8
3,200	150	-8

- 2.3 帯域外信号として勧告される方式

不連続信号, 周波数: $3,825 \text{ Hz}$, 電力絶対Vベル: -5 dBmO

- 2.4 国内信号方式トーン(呼出し音, 話中音, ダイアル音等)

- 2.4.1 トーン電力レベル

標準レベル : -10 dBmO

受容可能レベル: $-15 \text{ dBmO} \sim -5 \text{ dBmO}$

- 2.4.2 トーンの定義

- 2.4.2.1 ダイアル音

425 Hz の連続音

- 2.4.2.2 呼出し音

送出時間 T は 静止時間 S より短いこと。

受容送出時間: $0.67 \sim 1.5$ 秒

標準送出時間: 1 秒

受容静止時間: $3 \sim 5$ 秒

標準静止時間: 4 秒

周 波 数: 425 Hz

- 2.4.2.3 話中音(加入者話中)

送出時間T + 静止時間Sは300ms ~ 1,000ms内であり

送出時間T / 静止時間Sは0.67 ~ 1.5であること。

標準周期(T + S) : 500ms

標準送出時間 : 300ms

周波数 : 425Hz

2.4.2.4 幅狭音(交換機回路使用中音)

標準周期(T + S) : 700ms

標準送出時間T : 300ms

周波数 : 425Hz

2.4.2.5 補助サービス動作中表示者

加入者不在表示サービスおよび加入者不答サービスを実施中のとき

送出時間T : 1秒

静止時間S : 0.25秒

周波数 : 425Hz

2.4.2.6 待合呼待機中表示音

送出時間T : 0.3秒

静止時間S : 1.0秒

周波数 : 425Hz

2.4.2.7 待合表示音

送出時間T : 0.4秒

静止時間S : 0.2秒

送出時間T : 0.4秒

静止時間S : 4秒

周波数 : 425Hz

2.4.2.8 三者通話サービス終了表示者

送出時間T : 3 × 0.33 (一回のみ)

周波数 : 350 / 1,400 / 1,800 Hz

2.4.2.9 異常措置表示音(ハウラ)

2.4.2.10 記録メッセージ

本サービスに使用するトーンは400~450Hzの間にある。

2.4.3 付録-I 監視の時間

a) 加入者Aが送受器をおいても、加入者Bが送受器を置かない場合、0~1.0秒待ったあと、加入者Bに話中音を送出する。

b) 話中音は2.0秒 ± 2.0%の時間送但するが、その後はハウラを送出する。

- c) ハウラは20秒±20%送出し、その後加入者故障状態とする。
- d) 加入者送受器戻しの信号うけてから、最大20秒後に加入者正常状態に戻す。
- e) 公式時間サービスでの呼の継続時間は100秒±20秒とする。

第3章 線路信号

3.1 加入者-自動電話局間線路信号

3.1.1 加入者-電話局信号

- 加入者正常 : ループ開放
- 加入者送受器上げ : ループ閉鎖
- ダイヤル : 1秒当り 8~16パルス
1パルスは0.33閉鎖, 0.66開放とし, ±10%の範囲内。
- 押ボタン : CCITT 勧告による。

3.1.2 電話局-加入者信号

- 呼出し音 : 25 Hz
7.5 Vrms バッテリ負に重畳
- 送出時間 1秒
- 静止時間 4秒

3.1.3 到達範囲

- 加入者線路抵抗 $\geq 1,200$ オーム
- 分岐抵抗 > 20 KOhm

3.1.4 電 源 - 48V

3.2 電話局間線路信号の定義と機能

3.2.1 順方向信号

- 3.2.1.1 起動信号
- 3.2.1.2 切断信号

3.2.2 逆方向信号

- 3.2.2.1 応答信号
- 3.2.2.2 終話信号
- 3.2.2.3 閉塞信号
- 3.2.2.4 切断制御
- 3.2.2.5 切断確認
- 3.2.2.6 課 金
- 3.2.2.7 回線空き信号

- 3.2.2.8 起動確認信号
- 3.2.2.9 伝送系故障信号
- 3.2.3 特別切断条件
 - 3.2.3.1 被呼加入者終話，発呼加入者保持
60秒保持し，切断。切断信号を送出
 - 3.2.3.2 発呼加入者ダイヤル未完
ダイヤルトーン受信後15秒たってもダイヤルしないとき，又は，ダイヤル間隔が 15 ± 5 秒となったとき，強制切断。
 - 3.2.3.3 (記載なし)
 - 3.2.3.4 被呼加入者無応答
2分 \pm 10秒呼んでも応答がないとき，切断し，発呼加入者に話中音を送出する。
 - 3.2.3.5 着信電電話局で，被呼加入者送受器下ろし信号を受けた後，切断信号を受信しないとき。
80秒 \pm 20%の時間に亘って受信しないとき，着信電電話局は回路を切断する。
- 3.3 課金段階における線路の信号の状態
 - 3.3.1 ループ状態による信号
 - 3.3.3.1 定義
 - 3.3.3.2 暫定接続の要件
 - A) 確認時間
 - B) 切断時間
 - C) 伝送時間
 - 3.3.2 搬送波段における交流信号
 - 3.3.2.1 定義
 - セクション毎
 - 帯域外
 - 単一周波数
 - パルス状
 - 高レベル
 - 信号周波数： $3,825 \text{ Hz} \pm 4 \text{ Hz}$
 - 信号レベル： -5 dBmO
 - 3.3.2.2 回線
 - 3.3.2.3 暫定接続

3.3.3 時分割方式段階の信号

3.3.3.1 定義

タイムスロット16を信号に割当ててゐる。タイムスロット16はマルチフレーム構式とし、マルチフレーム同期信号は0000で、タイムスロット16の第0フレームの1及至4番目のビットを用いる。タイムスロット16のビットの割当は次のようである。

タイムスロット16	タイムスロット16	タイムスロット16	……	タイムスロット16
第0フレーム	第1フレーム	第2フレーム	……	第15フレーム
0000xyxx	abcd abcd	abcd abcd	……	abcd abcd
	チャンネル1 チャンネル16	チャンネル2 チャンネル17	……	チャンネル15 チャンネル30

但し、X=予備ビット、使用しないとき1

Y=マルチフレーム同期状況を示すためのビット

3.3.3.2 信号ビット機能の定義

順方向に af, bf, cf, df

逆方向に ab, bb, cb, db

とする。R2信号方式によると、上記の各4個のビットのうち、2個を用いる。

af : 発信交換機の動作状況を示す。

bf : 順方向に故障状況を示す。

ab : 被呼加入者線の状況を示す。

bb : 着信側交換機の状況を示す。

3.3.3.3 確認時間

0.1の確認時間は 20 ± 10 ms

3.3.3.4 デジタルE, M信号

af, abを用いて行なう。

3.4 課金なし段階の線路信号の状況

3.4.1 ループ状況による信号

3.4.1.1 定義

3.4.1.2 暫定接続の要件

A) 確認時間

B) 切断時間

3.4.2 搬送波段の交流信号

3.4.2.1 定義

—セクション毎

—帯域外

—単一周波数

—パルス状

—高レベル 等 3.3.2.1と同じ

3.4.2.2 回線

3.4.2.3 暫定接続

3.4.3 時分割段のチャネルの線路信号

3.4.3.1 定義

3.4.3.2 信号ビットの機能の定義

3.4.3.3 確認時間

3.4.3.4 デジタルE, M信号

3.5 応用

3.5.1 線路信号

4. レジスタ信号

4.1 定義

R2信号方式を用いる。

4.2 特性

形式：多周波

符号：6周波中2周波

周波数：帯域内

方法：各セクションの送端-受端間とするが、そのセクションは次の通りである。

—中間電話で、詳細課金を行なうもの間

—信号方式が異なる点までの電話局間

—R2に必要な要件を伝送上満足しない区間

4.3 多周波抱合と信号 等

4.3.1 順方向信号

4.3.1.1 グループI

4.3.1.2 グループII

4.3.2 逆方向信号

4.3.2.1 グループA

4.3.2.2 グループB

4.3.3 パルス状信号

(R2方式を使う局のための要件)

4.4 信号処理

4.4.1 機能特性

- 4.4.1.1 中継交換局経由の通信
- 4.4.1.2 中継又は、着信交換局輻輳の場合
- 4.4.1.3 被呼加入者線路状況についての発信電話局への情報
- 4.4.1.4 中継のときのレジスタ間信号の目的
- 4.4.1.5 着信端局のときのレジスタ間信号の目的
- 4.4.1.6 発信，着信レジスタの正常切断
- 4.4.1.7 発信，着信レジスタの異常切断
 - A) 発信レジスタの暫定接続
 - B) 着信レジスタの暫定接続
 - C) 暫定接続期間終了処理
- 4.4.1.8 中継交換局での信号の再伝送と再発生

4.4.2 信号方式図

- 4.4.2.1 複局地電話局
- 4.4.2.2 中継交換局を通す場合の複局地電話局
- 4.4.2.3 二中継交換局を通す場合の複局地電話局

等

1. NOMINA DEL PERSONAL QUE PRESTA SERVICIOS EN LA DIRECCION DE COMUNICACIONES

-MENDOZA

メンドサ通信局業務関係者名簿

2. DIRECCION DE COMUNICACIONES

通信局組織図

3. PLAN DE RACIONALIZACION DE ESTRUCTURAS PARA LA ADMINISTRACION PUBLICA

PROVINCIAL DECRETO No. 1010/77.-

州公共管理業務機構合理化計画 政令 No. 1010/77.-

(通信局の権限事項、組織の職務事項についての説明)

4. COMFER組織図

(COMFER ; COMITE FEDERAL DE RADIODIFUSION 連邦政府放送委員会)

5. DOCUMENTO TECNICO BASICO PARA LA ELABORACION DEL PLAN NACIONAL DE

RADIODIFUSION CAPITULO I

" ESTACION DE RADIODIFUSION SONORA CON MODURACION DE AMPLITUD EN

HECTOMETRICAS - BANDA 6 - "

放送国家計画の検討に関する基礎技術資料 第 I 章

" 中波音声放送 "

6. 1 ra. PARTE. " CUADRO DE LOCALIZACION Y ASIGNACION DE FRECUENCIAS Y
POTENCIAS PARA LAS ESTACIONES DE RADIODIFUSION SONORA CON
MODURACION DE AMPLITUD EN LAS BANDAS DE ONDAS
HECTOMETRICAS "

I 部 中波音声放送の設置場所、周波数分配、電力 一覧表

7. 2 a. PARTE " PORCENTAJES DE POBLACION ATENDIDAS CON UN SERVICIO
PRIMARIO DE RADIODIFUSION SONORA EN LA BANDA DE ONDAS
HECTOMETRICAS "

第 II 部 中波放送の基幹サービスに関する聴取人口比率

8. DOCUMENTO TECNICO BASICO PARA LA ELABORACION DEL PLAN NACIONAL DE RADIO DIFUSION

ANEXO " A " " CUBRIMIENTO DE LAS ESTACIONES DE RADIODIFUSION SONORA EN LA BANDA DE ONDAS HECTOMETRICAS SEGUN LAS POTENCIAS Y FRECUENCIAS ASIGNADAS EN EL PLAN NACIONAL DE RADIODIFUSION "

放送の国家計画の検討に関する基礎技術資料

付属 A 放送国家計画における電力と周波数配列に応じた中波放送のカバレッジ

9. DOCUMENTO TECNICO BASICO PARA LA ELABORACION DEL PLAN NACIONAL DE RADIO DIFUSION

3 a. PARTE " LOCALIZACION DE LAS ASIGNACIONES PARA LAS ESTACIONES DE RADIODIFUSION SONORA EN LA BANDA DE ONDAS HECTOMETRICAS "

放送の国家計画の検討に関する基礎技術資料

第 III 部 中波帯音声放送局に関する置局地区配分

10. DOCUMENTO TECNICO BASICO PARA LA ELABORACION DEL PLAN NACIONAL DE RADIO DIFUSION CAPITULO II

" ESTACION DE RADIODIFUSION SONORA CON MODURACION FRECUENCIA EN ONDAS METRICAS -BANDA 8 -

放送の国家計画の検討に関する基礎技術資料 第 II 章

VHF 帯 (バンド 8) における FM 音声放送局

11. DOCUMENTO TECNICO BASICO PARA LA ELABORACION DEL PLAN NACIONAL DE RADIO DIFUSION

1a. PARTE: " CUADRO DE LOCALIZACION DE ASIGNACION DE FRECUENCIAS Y CATEGORIA PARA LAS ESTACIONES DE RADIODIFUSION SONORA CON MODURACION DE FRECUENCIA EN LA BANDA DE ONDAS METRICAS - BANDA 8 - (VHF) "

放送の国家計画の検討に関する基礎技術資料 第 I 部

VHF 帯の FM 音声放送局に関する周波数分配地区とカテゴリーについての表

12. DOCUMENTO TECNICO BASICO PARA LA ELABORACION DEL PLAN NACIONAL DE RADIO DIFUSION

2 a. PARTE: " RADIO DEL AREA PRINCIPAL DE SERVICIO ATRIBUIDA A LAS ESTACIONES DE RADIODIFUSION QUE OPERAN EN LA BANDA DE ONDAS METRICAS

SEGUN LAS CATEGORIAS ASICGNADAS POR EL PLAN NACIONAL DE RADIODIFUSION ”

放送の国家計画の検討に関する基礎技術資料 第 II 部

放送の国家計画に従った V H F 帯で運用される音声放送局に付与する基本サービス
エリアの半径

1 3. DOCUMENTO TECNICO BASICO PARA LA ELABORACION DEL PLAN NACIONAL DE
RADIO DIFUSION

3a. PARTE : “ LOCALIZACION DE LAS ASIGUNACIONES PARA LAS ESTACIONES DE
RADIODIFUSION SONORA EN LA BANDA DE ONDAS METRICAS ”

放送の国家計画の検討に関する基礎技術資料 第 III 部

V H F 帯音声放送局の置局地区配分

1 4. DOCUMENTO TECNICO BASICO PARA LA ELABORACION DEL PLAN NACIONAL DE
RADIO DIFUSION CAPITULO III

“ ESTACION DE RADIODIFUSION -TELEVISION. ONDA METRICAS Y DECIMETRICAS
BANDA 8 Y 9 (UAF - VHF Y UAF - VHF) 1977

放送の国家計画の検討に関する基礎技術資料 第 III 章

テレビ放送局 V H F および U H F

1 5. DOCUMENTO TECNICO BASICO PARA LA ELABORACION DEL PLAN NACIONAL DE
RADIO DIFUSION

1a. PARTE : “ CUADRO DE LOCALIZACION, ASIGUNACION DE CANALES Y
DETERMINACION DE CATEGORIA EN LAS BANDAS DE ONDAS METRICAS - 8 Y ONDAS
DECIMETRICAS - BANDA 9 - ”

放送の国家計画の検討に関する基礎技術資料 第 I 部

V H F および U H F 帯における置局地区およびチャンネル分配、カテゴリーの決定
に関する表

1 6. DOCUMENTO TECNICO BASICO PARA LA ELABORACION DEL PLAN NACIONAL DE
RADIO DIFUSION

2a. PARTE : “ RADIO DEL AREA PRIMARIA DE SERVICIO ATRIBUIDA A LAS ESTA-
CIONES Y REPETIDORAS DE TELEVISION QUE OPERAN EN LAS BANDAS DE ONDAS
METRICAS Y DECIMETRICAS, SEGUN LAS CATEGORIAS ASIGUNADAS POR EL PLAN NACI-
ONAL DE RADIODIFUSION ”

放送の国家計画の検討に関する基礎技術資料 第 II 部

放送の国家計画の 카테고리-配分により VHF および UHF で運用されるテレビ基幹局・中継局に付与された基本サービスエリアの半径

17. DOCUMENTO TECNICO BASICO PARA LA ELABORACION DEL PLAN NACIONAL DE RADIO DIFUSION

ANEXO A : " LOCALIZACION, ASIGUNACION DE CANALES Y AREA PRINCIPAL DE SERVICIO ATRIBUIDA A LAS ESTACIONES Y REPETIDORAS DE TELEVISION EN LAS BANDAS DE ONDAS METRICAS -BANDA 8 - Y ONDAS DECIMETRICAS - BANDA 9 - SEPARADAS POR PROVINCIAS "

放送の国家計画の検討に関する基礎技術資料

付属 A 、 VHF および UHF 帯テレビ基幹局・中継局の置局地区およびチャンネル分配、付与されたサービスエリアに関する表

18. DOCUMENTO TECNICO BASICO PARA LA ELABORACION DEL PLAN NACIONAL DE RADIO DIFUSION

ANEXO B A LA 2da. PARTE DEL CAPITULO III DEFINICIONES Y NOTAS

DEFINICIONES: ESTACION REPETIDORA DE TELEVISION.

ESTACION RELEVADORA DE TELEVISION.

SERVICIO ADCCIONAL DE TELEVISION EN UHF

NOTAS : BANDAS DE FRECUENCIA PARA ESTACIONES RELEVADORAS DE TELEVISION.

RADIACIONES NO ESENCIALES.

REPETIDORAS EN DIFERIDO.

放送の国家計画の検討に関する基礎技術資料

第三章 第2部 付属B

定義 : テレビ中継局
テレビ再送信局
UHF テレビの付加サービス

注書き : テレビ再送信局の周波数帯
本質外のふく射

1 9. DOCUMENTO TECNICO BASICO PARA LA ELABORACION DEL PLAN NACIONAL DE RADIO DIFUSION

3a. PARTE : " LOCALIZACION DE LAS ASIGNACION PARA LAS ESTACIONES Y REPETIDORAS DE TELEVISION QUE OPERAN EN LAS BANDAS DE ONDAS METRICAS Y DECIMETRICAS.

放送の国家計画の検討に関する基礎技術資料

第 III 部 VHF および UHF 帯で運用されるテレビ基幹局および中継局の置局地区配分

2 0. NOTA No.677 S.C. BUENOS AIRES, 27 JUN 1977

覚え書き No.677 通信庁 ブエノスアイレス 1977年6月27日

これには以下の内容が記されている。

第 I 章、第 II 章は AM 音声放送および FM 放送について、第 III 章はテレビについて記述されているが、これまでの資料とはほぼ同じ内容が記載されている。

全体が 3 部分に別れ説明されている。

第 1 部はテレビ基幹局および中継局のチャンネル分配およびカテゴリーについて述べられているが詳細な資料はない。

第 2 部は同じくテレビについて詳細は第 1 章に述べられている旨記されている。

第 3 部は a ~ e に分けられて FM 放送の施設関係、サービスエリア一般、中継局ネットワークの性格、免許関係、混信処理、などが簡単に述べられている。

2 1. テレビ送信所一覧表

2 2. REFERENCIAS TECNICAS

テレビ中継局および再送信局の放送波中継、固定局中継などの技術説明などが述べられている。

2 3. RADIO DEL AREA PRIMARIA DE SERVICIO ATRIBUIDA A LAS ESTACIONES Y REPETIDORAS DE TELEVISION QUE OPERAN EN LAS BANDAS DE ONDAS METRICAS Y DECIMETRICAS, SEGUN LAS CATEGORIAS ASIGNADAS POR EL PLAN NACIONAL DE RADIODIFUSION.

テレビ局の局級別、使用チャンネル別のサービスエリアの半径

2 4. ANEXO A LA 2da. PARTE DEL CAPITULO III

地図 第 III 省 第 2 部 付属

25. ACCION ENCARGADAS PLAN MAXIMA Y PLAN CORDILLERANO

依頼された活動

最大限の計画および山岳地区の計画

26. Informe elevado oficialmente por el Departamento de comunicaciones a la SECOM en las reuniones de los días 28, 29 y de enero de 1980.

1980年1月28日29日の会議で州通信局から連邦政府通信庁に上提した報告書。

内容は次の通り。

I. メンドサ州で受信可能な州内放送局および外国放送局の数

II. メンドサ州に設置するAMおよびFM局のより都合の良い設置場所に関する
州政府の意見書

27. NOMINA DE NUCLEOS URBANOS DE LA PROVINCIA DE MENDOZA ORDENADOS POR DEPARTAMENTOS Y CON POBLACION A 1970 Y 1979.

1970年および1979年の人口により当局により整理されたメンドサ州の中核都市の人口リスト

28. Sintesis del avance logrado en el Plan de Radiodifusión de la Provincia (solamente Radiodifusoras)

州の放送計画において進捗した事項の概要

29. " PRIORIDADES "

プライオリティー

内容は、連邦政府通信庁の以前の要請に対し州政府が要請したプライオリティーは次の通りである、と言うもの。

30. Requerimiento de Estaciones de Radiodifusión por la SECOM

連邦政府通信庁による放送局の示達

内容は、土地の譲渡、建物建設、公共施設(建物)の譲渡、鉄塔の所有と建設、譲渡施設に関する連邦政府通信庁と州政府の確認、業務報告、などが簡単に記されている。

- 3 1. ANEXO 11 UBICACION DE LA PLANTA TRANSMISORA DE AM
UBICACION DE LA PLANTA TRANSMISORA DE FM
 AM送信所の設置、FM送信所の設置
 内容は、土地の選定、環境条件、電力・水道などの利用、空港などに対する配慮、土地の測量などが記載されている。
- 3 2. CUESTIONARIO PARA ENERGIA ELECTRICA
 電力の利用に関するQ & A
- 3 3. ANEXO III CAPACIDAD DE LOS LOCALES SEGUN EQUIPAMIENTO
 付属3 施設規模(送信電力など)に応じた建物の大きさ
 A~Dにクラス分けして夫々説明している。
- 3 4. UBICACION DE LA PLANTA TRANSMISORA Emisora de AM
 送信所の設置 AM送信
 内容は資料 No.31 に殆ど同一、
- 3 5. CUESTIONARIO PARA ENERGIA ELECTRICA
 電力の利用に関するQ & A
 内容は資料 No.32 に殆ど同一、
 その他、図面関係、機械室、音声スタジオ室、コントロール室、事務室、などの規模、水道やガスの利用、などについて述べられている。(参考図添付)
- 3 6. MENDOZA, 26 de marzo de 1980
 Señor Subsecretario de Servicios Públicos
 ING. ELISEO J. VIDART VILLANUEVA
 1980年3月26日付け公共事業省次官 エリセオ ビダルト技師宛書簡
 内容は、山岳・国境地帯の放送局建設に関するもので、マラルゲ、ツブングト、ウスパヤータ、ラスクエバス局の施設計画の提案などである。また必要な施設と見積もりなども記されている。
- 3 7. SISTEMA NACIONAL DE TELEVISION
 テレビ国家システム
 テレビの回線網図

3 8. RED NACIONAL DE TRANSPORTE DE TELEVISION

テレビ伝送の国家網

内容はENTEL のテレビネットワークの形成に関する説明。

3 9. SISTEMA DE RADIOENLACE TRONCALES

音声回線幹線網

内容は、アルゼンチン主要都市の回線について夫々説明している。また一部隣接
国との回線についても説明している。

4 0. COMPOSICION DE LA RED NACIONAL DE TRANSPORTE DE T.V.

テレビ伝送国家網の構成

テレビ伝送について3つのタイプにクラス分けし夫々説明している。

4 1. SISTEMA NACIONAL VIA SATELITE - " PLAN SOBERANIA-

衛星の国家システム 一自主計画一 各種図面あり。

4 2. CAPITULO II REGLAMENTACION DEL SERVICIO DE TELEVISION

第II章 テレビサービスの基準

テレビサービスの使用周波数帯域、基幹局や中継局のカバーすべき距離、所要
電界強度、電波ふく射指向特性、混信、などについて記述されている。

4 3. BOLETIN INFORMATIVO DE LA SUBSECRETARIA DE COMUNICACIONES

ESPECIFICACION TECNICA NORMA SC-S2-84.03, 82.07, 84.04

通信庁公報

技術規定 (SC-S2-84.03, 82.07, 84.04)

内容は、中継局または再送信局の送信設備規格、これらの試験方法、同様に
基幹局テレビ送信機についても規定を述べている。

4 4. BOLETIN INFORMATIVO DE LA SUBSECRETARIA DE COMUNICACIONES

ESPECIFICACION TECNICA B.S.C. 9870

通信庁公報 9870,

技術規定

内容は、鉄塔の建設にあたっての航空機の安全およびその確保のためのエリア
などについて述べたもの。連邦首府のエリアの地図、各地域についての規定等が
述べられている。

45. BOLETIN INFORMATIVO DE LA SUBSECRETARIA DE COMUNICACIONES

ESPECIFICACION TECNICA BSC 9870,

通信庁公報 9870,

技術規定

PALシステムの技術仕様および同Nシステムによる送信の技術基準について規定している。

46. NORMAS TECNICAS PARA EL SERVICIO DE RADIODIFUSION SONORA CON MODULACION

DE FRECUENCIA 4 de noviembre de 1977

FM音声放送サービスに関する技術基準

1977年11月4日

47. Apruébanse las "Normas para la Instalación de Estaciones Repetidoras de Televisión"

テレビ中継局の施設に関する規定の承認に関し記述されている。

48. 放送法

付属資料 6 主要面会者リスト

1. Ministerio de Relaciones Exteriores y Culto

Embajador Oscar YUJNOVSKY	Subsecretario de Cooperacion Internacional
Embajador Arturo E. OSSORIO ARANA	Director General de Asia y Oceania
Lic. Guillermo Horacio GASIO	Subsecretaria de Cooperacion Internacional

2. Secretaria General de la Presidencia de la Nacion

Dra. Raquel I. DEAS de BELEN	Directora de Cooperacion y Asistencia Internacional
Lica. Nora G. de SOSA MENDOZA	Jefe de Dept. Bilaterales de la Direccion

3. Comite Federal de Radiodifusion

Dr. Pedro Raul SANCHEZ	Delgado Normalizador
------------------------	----------------------

4. Ministerio de Obras y Servicios Publicos

Dr. Jose Miguel AMIUNE	Vice-Ministro de Obras y Servicios Publicos
------------------------	---

5. Secretaria de Comunicaciones

Ing. Luis DI BENEDETTO	Subsecretario de Planificacion y Gestion Technologia
------------------------	---

6. Empresa Nacional de Telecomunicaciones

Ing. Raul Jose OTERO	Subadministrador General
----------------------	--------------------------

7. Gobierno de la Provincia de Mendoza

Dr. Santiago Felipe LLAVAR	Gobernador
Dr. Jose GENOUD	Vicegobernador
Ing. Julio Cesar RIVERA	Intendente Municipal de la Capital

Ing. Pedro Pierino COLOMBI	Subsecretario de Servicios Publicos
Dr. Hugo Luis OSTROPOLSKY	Asesor de Gobierno
8. Direccion de Comunicaciones del Ministerio de Obras y Servicios Publicos	
Ing. Hugo Daniel MARIAS	Director
Ing. Ricardo Manuel CESARI	Jefe de Departamento de Proyectos
Ing. Eduardo Raul MINO	
Ing. Marcelo Gustavo MIGONE	
Ing. Hernan Alejandro PALERO	
Ing. Raul Oscar A. DI PAOLO	
Sr. Juan FERNANDEZ	Experto en Comunicaciones
Sr. Oscar Alfredo ROQUE	Experto en Comunicaciones

2.3 需要及びトラフィック予測

1) 全国的及び州内電話需要マクロ予測

- a. 電話機密度，国民総生産の関係から全国的需要の予測を行う。
- b. 上記マクロ予測を通信庁，ENTELが実施した予測と比較し，必要な補正を行う。
- c. 州人口，州内総生産の関係から州内電話需要を予測する。
- d. 全国的予測と比較し，必要な補正を行う。
- e. 州内マクロ予測を時系列的に実施し，上記方法によるものと比較し，補正する。

2) 都市電話需要及びトラフィック予測

- a. 人口，所得，事業所数，商店数，開発計画，申し込み積滞数等から都市電話需要を予測する。
- b. トラフィック・データがある場合，それを利用して各局別発着信トラフィックの予測を行う。
- c. トラフィック・データがない場合，日本の資料を参考として予測を行う。
- d. 電話会議，三者通話等のサービスは予測しない。
- e. 移動通信は自動車電話およびページングサービスのみを考慮することとし，自動車電話については自動車数，経済活動等より，ページングサービスについては経済活動等より需要予測する。

3) ルーラル電話需要及びトラフィック予測

- a. 人口，事業所数，商店数，積滞申し込み数等から電話需要を予測する。
- b. 上記データが十分でない場合，略無電話村落を無くするとの観点に立ち，州政府の要望に基づき人口，行政施設，産業，医療施設，文化施設等を考慮した設置基準を策定し，それに基づき1村落に1又は2個の電話機を置く方針で総数を予測する。

- c. トラフィックについては、1村落に1又は2個の電話機を置く場合、日本等で公表された公衆電話の呼量で予測する。
- d. 上記以外の場合、国際機関等が示す過疎地加入者の標準的呼量を用いて予測する。

4) 非電話サービスの予測

- a. テレックス加入者については、時系列的予測を中心とする。
- b. データ通信サービス、公衆データ通信サービス、FAX通信網サービスについては、規模別事業所数、税収等に現れた州及び都市の経済活動を基礎にして予測する。
- c. 電話FAXサービスは、人口、経済活動に基づき予測する。
- d. ビデオテックスサービスのIP数は、事業所数、経済活動等を基礎にして、又日本における事例を参考として予測する。又、加入者数は人口、総生産等より予測する。
- e. 電話FAXサービス、ビデオテックスサービスの加入者は、電話加入者予測数ともリンクさせて補正する。
- f. テレビ電話、テレビ会議等のサービスについては、予測しない。
- g. 電報関係の回線需要は、州政府が郵便電報局等の配置方策により提示するものに従う。

5) 現地調査の方法

- a. 都市、過疎地域を層別化し、標本化して、5ないし6箇所を調査する。
- b. 統計データがない場合、商店数、事業所数等の調査は調査員の印象調査による。

2.4 計画の方針、目標の勧告

1) 都市電気通信サービスの拡充、改善

- a. 現在の電話加入数が8万6千程度であることを考慮し、又国の拡充

計画を考慮して、2005年までの電話加入数の目標を約35万程度にする。

- b. 2005年迄に全交換機、全伝送路をデジタル化する。
- c. 同時期迄に市内線路も全て取り替えとなる。
- d. 行政単位の面積が広い場合、分局化していくが、局間の中継伝送路には光ファイバ方式を導入する。既設メタリックケーブルを用いる場合は、PCM化する。
- e. 自動車電話、ページングサービスの提供は主として都市部に限定するが、将来のサービス地域拡大を見込んだ無線周波数利用計画（所要周波数帯及び周波数帯域、無線チャネル配置、想定移動通信方式、所要システムゲイン、サービスエリア等を含む）を策定する。

2) ルーラル地方への電話サービスの拡大

- a. 設置基準に従い、大略平均2個以上の電話機を各村落に設置する。電話機の設置個数は村落の重要性、需要により変化させるが、層別化によって設置数を定めて行く。
- b. 無線方式によって電話サービスの拡大を図る場合、無線周波数利用計画（所要周波数及び周波数帯域帯、無線チャネル配置、想定方式、所要システムゲイン、サービスエリア等を含む）を策定する。

3) 新非電話サービスの導入

- a. 電話の積滞申し込み解消と平行して実施する。当初から州都において試行サービスを提供する方針とする。
- b. 予測値に基づいて施設拡充方針を立てる。
- c. 加入系の状況を見て、データサービスの伝送速度の制限、テレビ会議の適用場所の制限等を勧告する。
- d. 新非電話サービスの種類について述べ、導入方針を日本の例等によって説明する。
- e. 都市型CATVについては、日本においてもなお実験段階にあるので、調査、勧告の対象外とするが、将来の可能性については言及す

る。

4) ISDNへ向けての電気通信網のデジタル化

- a. 2005年迄に64Kbit/s系の統合化を図る。
- b. 希望加入者にはピンポン伝送方式を用いた144Kbit/sのサービスを提供できるようにする。
- c. 幹線伝送路，分岐伝送路を無線方式で設定する場合，無線周波数利用計画（所要周波数及び周波数帯域，無線チャンネル配置等を含む）を策定する。
- d. 国の電気通信網の一部としての技術基準について世界，日本の技術の現状から言って可能なもの（損失配分，ビット誤り率，ジッタ特性，ワング特性等を含む伝送基準，接続基準，信頼性基準）を勧告する。
- e. 回線設定計画についても，アルゼンチンの国全体としての方法を参考としつつ勧告する。

5) 放送網の拡充と改善

- a. 放送電波に関する周波数利用計画（所要周波数及び帯域，チャンネルプラン，想定方式諸元，サービスエリア等を含む）を策定する。
- b. テレビ中継網はアナログ方式による場合，放送波直接中継，アナログマイクロ波方式網の内，経済的なものを採用する。
- c. デジタル網にする場合，光ファイバ方式の適用はやむをえない。
- d. 音声放送については，デジタル電気通信網を活用する。
- e. 難視聴対策としてのCATV等の共同受信方式の導入についても検討する。
- f. 放送網の拡充と改善に関する現地調査は，メンドーサ，サンラファエル，ヘネラル アルベアール，マラルゲを主体とし，周辺都市については最小限にとどめ，その他はマップ スタディとする。

6) 組織と人材開発

- a. 計画，建設，保守の組織について所要人数等を述べる。
- b. 新規採用者に対する訓練，新技術訓練については，所要訓練コースの概要，所要訓練人数概数を見積る。技能向上訓練については，必要性を抽象的に述べる。
- c. 訓練用施設，場所については言及しない。

2.5 所要施設の見積り

1) 都市電話網

- a. 新設局，更改局について局単位に見積る。
- b. 線路網についても加入者単金ベースで見積る。
- c. 伝送方式についても距離，システム単金で見積る。

2) ルーラル電話網

- a. R C S，R T，P B X，有線 T D M A，無線 T D M A，無線 F D M A，自動車電話方式，シングルチャネル，衛星等の諸方式の得失を検討し，将来の技術動向にも配慮しつつ，適切なものを選ぶ。
- b. 得失は層別化された地域によって異なることもある。この場合，地域別に諸方式が混在することもある。

3) 新非電話サービスの導入

- a. 提案したものについて，施設を主として単金ベースで見積る。
- b. 2005年には64 K b i t / sの統合網を考えるが，それまでの間，また伝送速度がより早いサービスについては，別網を考えて，おおまかに見積る。

4) 市外網

- a. 伝送ルートは道路沿い等概要で設定する。
- b. 網階梯は国全体で市外2階梯とする可能性を検討し，州では1階梯とするように検討する。

- c. 信号は二重化した共通線信号方式とする。
- d. 課金は詳細課金方式を採用する。
- e. 同期網はENTELのマスタクロックを利用した網として作成する。
- f. 幹線ルートはループ化する。
- g. 分岐ルートは1ルートのみとするが、重要地域は2ルート化することもある。
- h. マイクロ波無線方式、光ファイバ方式を主として採用することとし、中継局数、端局数、ルート距離等から見積る。
- i. 行政関係通信網は極力一般的公衆電気通信網に組み込むこととするが、別網を作成する要望が強いときは、それに従う。

5) 放送中継網

前述の方針と同じ。

6) 支援施設等

- a. 小容量電力は商用、ソーラーバッテリー、燃料電池を基礎にして見積る。
- b. 大容量電力は商用、バッテリー予備、予備エンジンを設置する形で見積る。
- c. 商用電力のないところでは、a. 項によるか（交換局、幹線ルート中継局の設置をやめるか）、エンジンの交互運転を考慮して見積る。
- d. 局舎面積は日本の必要面積を参考として見積り、単金はアルゼンチンのものを用いる。
- e. 鉄塔は簡易な輸出用のもので見積る。

注：番号はS/Wの項目番号に対応する。

付属資料 8 宿泊費及び自動車借上げ費用

1- ALQUILER DE AUTOS:

MARCA	TIPO	CILIND. CAPAC.	PRECIO MES (U\$S)	KM LIBRES	ADICIONAL KM.
Renault 12	med.	1400cm ³ 4pers.	951	3000	0,12
Ford Falcon STO	gde.	3000cm ³ 6pers.	1567	5000	0,26

2- COMPRA DE AUTOS:

MARCA	TIPO	CILINDR.	CAPAC.	PRECIO U\$S
Renault 12	mediano	1400cm ³	4 pers.	9.667.-
Ford Falcon STO	grande	3000cm ³	6 pers.	13.556.-

3- COMPRA DE CAMIONETAS (Pick. Up)

MARCA	MODELO	PRECIO U\$S
Ford Falcon STD	F-100	13.689.-
Chevrolet	C-10	14.778.-
Renault	Minibus	15.556.-

4- ALQUILER DE DEPARTAMENTO AMOBLADO

Departamento con: living-comedor; tres (3) dormitorios; dos (2) baños (uno con bañera); dependencias de servicios; teléfono; aire acondicionado; ubicación en radio céntrico. Superficie total de 120 mts³
 Precio por mes en U\$S 500,-

5- ALQUILER DE CASA SIN AMOBLAR

Casa de dos plantas:
 Planta Baja: escritorio; toilette; living-comedor; patio grande; sótano; dependencias de servicio.
 Planta Alta: tres (3) dormitorios; baño completo (con bañera), ubicación en radio céntrico; sin teléfono. Superficie de 120/ mts²
 Precio por mes en U\$S 450,-

NOTA 1: en las tasaciones que anteceden se ha considerado el valor de =1,-= U\$30,90,-

NOTA 2: el precio de los departamentos y casas varían según la ubicación y comodidades, como así también de acuerdo a la duración del Contrato de Locación.

付属資料 9 公共事業サービス省主要人名

XX
* MINISTERIO DE OBRAS Y SERVICIOS PUBLICOS *
* SERVICIOS PUBLICOS *
XX

SEÑOR MINISTRO DE OBRAS Y SERVICIOS PUBLICOS
ARQUITECTO D. GERARDO AMERICO ANDIA
PALACIO DE GOBIERNO - 7MO PISO - 5500 - MZA - T.E. 246149 *2139

SECRETARIA PRIVADA
SECRETARIA: DA. NORMA EMILCE CIVICO
PALACIO DE GOBIERNO - 7MO PISO - 5500 - MZA - T.E. 246149 *2139

SUBSECRETARIA DE OBRAS PUBLICAS
SUBSECRETARIO: ARQUITECTO D. ALBERTO ANGEL BASEGGIO
PALACIO DE GOBIERNO - 7MO PISO - 5500 - MZA - T.E. 245108 *2139

DIRECCION DE CONSTRUCCIONES
DIRECTOR: ARR. D. FERNANDO GABRIEL HOCEVAR
PERU 244 - 5500 - MZA - T.E. 292151

DIRECCION DE HIDRAULICA
DIRECTOR: ING. D. MARIO SILVESTRINI
PALACIO DE GOBIERNO - 1ER PISO - ALA ESTE - 5500 - MZA - T.E. *2229

DIRECCION DE ARQUITECTURA Y PLANEAMIENTO
DIRECTOR: ARQ. D. HECTOR EMIGDIO CARUBIN
PALACIO DE GOBIERNO - 8VO PISO - 5500 - MZA - T.E. *2146 *2147

DIRECCION PROVINCIAL DE VIALIDAD
DIRECTOR-PRESIDENTE: ING. D. DANTE CARLOS JOSE CIVELLI
VICEPRESIDENTE:
VOCAL: ING. D. ANGEL CESAR VIDELA
VOCAL: DR. D. CARMELO FRASCA
VOCAL: D. ANTONIO DIAZ COSTANTINI
VOCAL: CONT. D. ROBERTO HUGO EMILI
CARLOS WASHINGTON LENCINAS S/N - 5500 - MZA - T.E. 330077

INSTITUTO TECNICO DE INVESTIGAC. Y ENSAYO DE MATERIALES
DIRECTOR: ING. D. ENRIQUE FRANCISCO PUJOL
BOULOGNE SUR MER 3051 - 5500 - MZA - T.E. 253088

① SUBSECRETARIA DE SERVICIOS PUBLICOS
SUBSECRETARIO: ING. D. PEDRO PIERINO COLOMBI
PALACIO DE GOBIERNO - 7MO PISO - 5500 - MZA - T.E. 246927 *2138

DIRECCION DE TRANSPORTE
DIRECTOR: ARQ. D. JUAN ROBERTO BOCHACA
TERMINAL DE OMNIBUS - 1ER PISO - 5500 - MZA - T.E. 312194

DIRECCION DE COMUNICACIONES
DIRECTOR: ING. D. HUGO DANIEL MARIAS
PELTIER 611 - 5500 - MZA - T.E. 290091 - 248090

DIRECCION DE ESTACION TERMINAL DE OMNIBUS MENDOZA
DIRECTOR: ING. D. EDUARDO MIGUEL ANDIA
TERMINAL DE OMNIBUS - 5519 - SAN JOSE - GUAYMALLEN - MZA-T.E. 310259

EMPRESA PROVINCIAL DE TRANSPORTES DE MENDOZA
DIRECTOR-GERENTE: D. JOSE ANTONIO PANELLA
DIRECTOR: ING. DA. LAURA CRISTINA PROFILI
DIRECTOR: DR. D. PEDRO JAIME ISAAC
DIRECTOR: LIC. D. JORGE OMAR ALTAMIRA
PERU Y TIBURCIO BENEGAS - 3500 - MZA - T.E. 251733

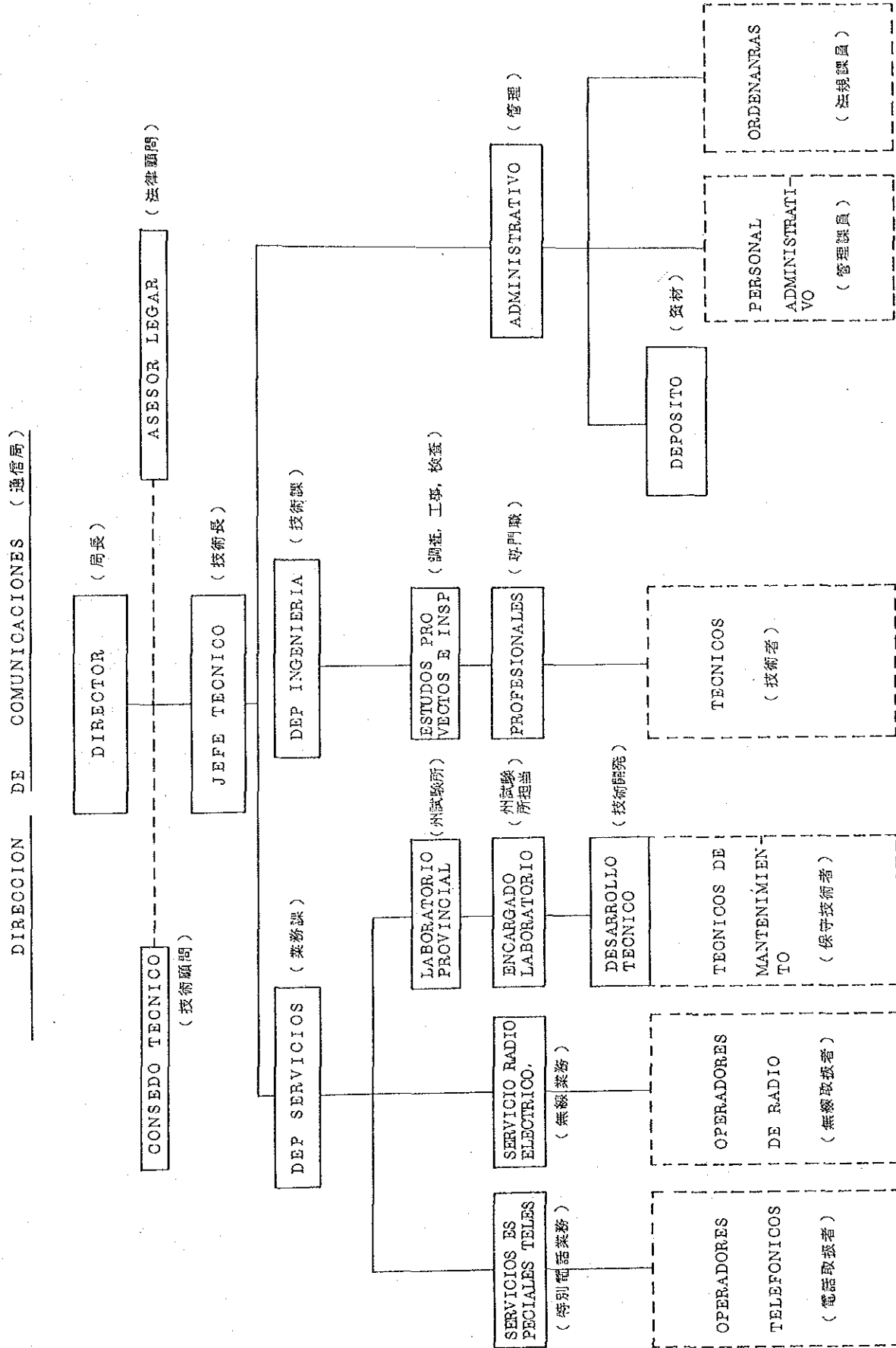
DEPARTAMENTO GENERAL DE IRRIGACION
SUPERINTENDENTE: ING. AGR. D. JORGE LUIS CHAMBOULEYRON
HONORABLE CONSEJO DE APELACIONES
PRESIDENTE: ING. D. ERNESTO TOMAS CIANCIO
VICEPRESIDENTE 1RO: D. VALERIO MORATA
VICEPRESIDENTE 2DO: D. EMILIO JULIO CATENA
CONSEJERO: D. FRANCISCO ORTEGA
CONSEJERO: D. ARTURO A. GALDAME
AV. ESPAÑA 1798 - 5500 - MZA - T.E. 253914

OBRAS SANITARIAS MENDOZA, SOCIEDAD DEL ESTADO
PRESIDENTE DEL DIRECTORIO: Lic. D. MARIO LUCIO FERNANDO DUARTE
VICEPRESIDENTE: LIC. D. RICARDO ALFREDO MANZUR
MIEMBRO: ARQ. D. GUSTAVO DAVID CISTERNAS
MIEMBRO: DR. D. ERNESTO HUMBERTO MOSSO ARIZU
MIEMBRO: ESC. D. ENRIQUE MERIN
SINDICO: DR. D. JOSE DANIEL NIETO
SINDICO SUPLENTE: D. SIXTO ORTIZ
BELGRANO 920 - 5500 - MZA - T.E. 254999

ENERGIA MENDOZA, SOCIEDAD DEL ESTADO (E.M.S.E.)
PRESIDENTE DEL DIRECTORIO: ESC. D. VICTORINO MAXIMO CATTAROSI
VICEPRESIDENTE:
DIRECTOR: D. LUIS MARIANO ABDALA
DIRECTOR: DR. D. RUBEN EDGARDO GARRITANO
DIRECTOR: D. ANTONIO VELA
SINDICO: ~~CONT. D. ROBERTO JUAN VENTURA~~
SAN MARTIN Y RONDEAU - 5500 - MZA - T.E. 241053 - 248188

SECRETARIA DE DESPACHO GENERAL
SECRETARIA: DA. MERCEDES CASTRO DE REPETTO
PALACIO DE GOBIERNO - 7MO PISO - 5500 - MZA - T.E. *2136 *2137

ASESORES DE GABINETE DEL MINISTERIO
ASESORA: ING. DA. LAURA CRISTINA PROFILI
ASESOR: ARQ. D. CARLOS FERNANDO ANDIA
ASESOR: DR. D. ENZO CONRADO SANTONI GABBA
PALACIO DE GOBIERNO - 7MO PISO - 5500 - MZA - T.E. *2140



通信局役職人名表

役 職	名 前	称 号
DIRECTOR	HUGO DANIEL MARIAS	INGENIERO EN ELECTRONICA Y ELECTRICIDAD
JEFE DEPARTAMENTO INGENIERIA	JULIO CESAR ARIAS	INGENIERO EN TELECOMUNICACIONES
JEFE DEPARTAMENTO ESTUDIOS, PROYECTOS E INSTALACIONES DE OBRAS PROFESIONAL	RICARDO MANUEL CESARI	INGENIERO ELECTRONICO
	EDUARDO RAUL MOINO	INGENIERO EN ELECTRONICA Y ELECTRICIDAD
	MARCELO GUSTAVO MIGONE	INGENIERO EN ELECTRONICA Y ELECTRICIDAD
	HERNAN ALJANDRO PALERO	INGENIERO EN ELECTRONICA Y ELECTRICIDAD
	RAUL DI EKOLO	INGENIERO ELECTRONICO
SUPERVISOR GENERAL COMPUTADOR	JUAN FERNANDEZ	TECNICO ELECTRONICO
DIVISION LABORATORIO PROVINCIAL	ROBERTO ANGEL TRAVERSARO	TECNICO MECANICO EN COMUNICACIONES
JEFE SECCION LABORATORIO	CARMEN RICCI	
JEFE SECCION TELEFONIA	OSCAR ALFREDO ROQUE	RADIOOPERADOR RADIOTELEGRAFISTA
JEFE SECCION RADIOCOMUNICACIONES	VARGAS EUGENIO	
RADIOOPERADORES	FRANCISCO VIÑOLO	
RADIOOPERADOR	JULIO MACANELLI	
RADIOOPERADOR	ASNSIO ERNESTO	
RADIOOPERADOR	LUIS BERGUI	
RADIOOPERADOR	FERNANDO CASTRO	
RADIOOPERADOR	JUAN CARLOS GUZZAN	
RADIOOPERADOR	GABRIEL ROLDAN	
RADIOOPERADOR	ROBERTO BUSTOS	
OPERADOR TELEFONICO	ROSENDO GONZALEZ	

SECRETARIA ADMINISTRATIVA	GLORIA BEATRIZ PERREIRA
ENCARGADO COMEDAS Y SUMINISTROS	CESAR AUGUSTO FERRARI
ENCARGADO DE PERSONAL	ALICIA MORALES DE AZEGLIO
ENCARGADO DE MESA DE ENTRADAS	ELINA NURY VALFREDA
TECNICOS DE MANTENIMIENTO	RICARDO BLANCO
OPERADOR DEL COMPUTADOR	MIRTA LILIA ALESSANDRELLI
OPERADOR DEL COMPUTADOR	MARCIAL CESAR CASTILLO
OPERADOR DE COMPUTADOR	ANA LLA DOBQUE
OPERADOR DEL COMPUTADOR	MARIA MAGDALENA EULA
OPERADOR DEL COMPUTADOR	ROSA MIRYAN ALLUB DE ESPURI
OPERADOR DEL COMPUTADOR	CRISTINA ANCONETANI
OPERADOR DEL COMPUTADOR	LENICIA ESTER LARA
OPERADOR DEL COMPUTADOR	GRACIELA ELIZABETH CONTRERAS
OPERADOR DEL COMPUTADOR	JORGE MARIO RECUPERO
OPERADOR DEL COMPUTADOR	NORMA SUSANA FEDERICI
OPERADOR DEL COMPUTADOR	GERARDO ENRIQUE REPETTO
OPERADOR DEL COMPUTADOR	CLAUDIA ALEJANDRA VIDEOLA
OPERADOR DEL COMPUTADOR	GRACIELA SUSANA PEREA
OPERADOR DEL COMPUTADOR	EHEL HEBE DE FILIPPI
ENCARGADO DE PISO	JORGE RAUL PONCE
CHOFER	RICARDO PABLO DIAZ
RADIOOPERADOR	JUAN CARLOS GALEONE
TECNICO DE MANTENIMIENTO	JUAN PEREIRA



GOBIERNO DE MENDOZA

MENDOZA, 19 de febrero de 1986.

MINISTERIO DE GOBIERNO

DECRETO N° 401

CONSIDERANDO:

Que el 19 del corriente arribará a esta Provincia el Ing. Hiroshi Matsui y Comitiva, integrantes de una misión técnica enviada por el Gobierno del Japón, circunstancia que es propicia para tributarles especial bienvenida a tan distinguidos visitantes.

Por ello,

EL GOBERNADOR DE LA PROVINCIA

DECRETA:

Artículo 1° - Declárase huéspedes de honor durante su permanencia en la Provincia, al Ing. HIROSHI MATSUI y comitiva que le acompaña.

Artículo 2° - Comuníquese, publíquese, dése al Registro Oficial y archívese.-

SANTIAGO FELIPE LLAVER

León Víctor Chade

ES COPIA

ST

RODRIGO FELIX BUSTOS
JEFE DE DESPACHO
MINISTERIO DE GOBIERNO

Firman hoy un convenio para mejorar las Comunicaciones

Lo harán funcionarios de Japón y de Mendoza

Un convenio de cooperación técnica en materia de telecomunicaciones se suscribirá hoy, a las 10, entre los gobiernos de Mendoza y de Japón.

La firma del documento tendrá lugar en el despacho del gobernador, doctor Santiago Felipe Ulaver, ante la presencia de funcionarios provinciales y de integrantes de la delegación de Japón que nos visita, presidida por Hiroshi Matsui.

De acuerdo a lo que hemos podido conocer, los objetivos del estudio son proponer un plan de largo plazo de desarrollo y mejoramiento para las redes de telecomunicaciones en

Mendoza, hasta el año 2005, incluyendo la introducción de los servicios nuevos de telecomunicaciones y la expansión de los servicios telefónicos a las áreas rurales. Un esbozo de propuesta de un plan a largo plazo de desarrollo y mejoramiento para las redes de radiodifusión de la provincia hasta el año 2005, incluyendo la expansión de cubrimiento y el mejoramiento de la recepción de los servicios de radio y televisión. Incluye el documento.

El área de estudio comprenderá toda la provincia y se hará un análisis sobre estadísticas sociales y económicas de Mendoza y de la República

Argentina; de planes provinciales y nacionales de desarrollo socio-económico y semejantes planes regionales en la provincia. Se analizarán las situaciones presentes y planes futuros de otras infraestructuras sociales de telecomunicación y radiodifusión. Se hará también un análisis del plan nacional para utilizar los espectros de ondas de radio y de normas técnicas para telecomunicación y radiodifusión.

Por otra parte, se hará un estudio de las estadísticas de los estados financieros de las empresas en operación relacionadas con la provincia y de estadísticas de las facilidades y de los servicios de telecomunicaciones y radiodifusión de Mendoza.

También contempla un análisis de los planes existentes de desarrollo y proyectos en marcha, en relación con las facilidades y los servicios de telecomunicaciones y de radiodifusión con respecto a Mendoza, y de los pronósticos existentes de demandas y de tráfico.

Además en el convenio se contempla un reconocimiento de frecuencias e intensidades interferentes de ondas de radiodifusión en áreas sacadas por muestreo en la Provincia. Reconocimiento de estaciones y oficinas nuevas para servicios de telecomunicaciones y de radiodifusión sobre mapas y en campos sacados por muestreo; rutas nuevas de transmisión de servicios.

También se contemplan pronósticos de demandas y de tráfico para servicios telefónicos en áreas urbanas y rurales; servicios no telefónicos.

En el convenio también se contempla que se estudiará y se harán recomendaciones sobre políticas y marcos para el plan de desarrollo en función de la expansión y mejoramiento de servicios de telecomunicaciones urbanas; expansión de servicios telefónicos a las áreas rurales; introducción de servicios no telefónicos nuevos; digitalización de las redes de telecomunicaciones hacia una red digital para servicios interconectados; expansión y mejoramiento de las redes de radiodifusión y organización y desarrollo de potencia humana.

En otro orden, en el convenio se destaca la formulación del plan de expansión y a corto plazo, incluyendo el horario de implementación para las facilidades relacionadas con servicios telefónicos en áreas urbanas y rurales y servicios no telefónicos en áreas urbanas. Las redes de telecomunicaciones en la Provincia, Radiodifusión y redes relevadoras para los servicios de radiodifusión etc.

15 DE FEBRERO DE 1986

LA PRENSA

Vendrá una misión técnica del Japón

Es esperada el 17 en esta ciudad una misión técnica japonesa que realizará el estudio preliminar para el mejoramiento de la red de telecomunicaciones y radiodifusión en la provincia de Mendoza.

La presencia de esta misión se basa en el convenio de cooperación técnica entre nuestro país y Japón, por petición del ministerio de Obras y Servicios Públicos de la provincia de Mendoza gestionada a través de la Cancillería. La misión está integrada por seis expertos, y la encabeza el Ingeniero Hiroo Matsui, jefe de administración del Ministerio de Servicios Postales y Telecomunicaciones de Japón. Los expertos conversarán el 17, 18, 20 y 27 próximos con funcionarios de la Cancillería, de la Secretaría de Comunicaciones y el Comité Federal de Radiodifusión (COMFER), y viajarán a Mendoza desde el 19 al 25 para reunirse con funcionarios del Ministerio de Obras y Servicios Públicos de la provincia.

17 DE FEBRERO DE 1986

LA PRENSA

Llega una misión técnica del Japón

Es esperada hoy en esta ciudad una misión técnica japonesa que realizará el estudio preliminar para el mejoramiento de la red de telecomunicaciones y radiodifusión en la provincia de Mendoza.

La presencia de esta misión se basa en el convenio de cooperación técnica entre nuestro país y Japón, por petición del ministerio de Obras y Servicios Públicos de la provincia de Mendoza gestionada a través de la Cancillería. La misión está integrada por seis expertos, y la encabeza el Ingeniero Hiroo Matsui, jefe de administración del Ministerio de Servicios Postales y Telecomunicaciones de Japón. Los expertos conversarán hoy, mañana y el 20 y 27 próximos con funcionarios de la Cancillería, de la Secretaría de Comunicaciones y el Comité Federal de Radiodifusión (COMFER), y viajarán a Mendoza pasado mañana y quedarán hasta el 25 para reunirse con funcionarios del Ministerio de Obras y Servicios Públicos de la provincia.

JICA